

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

296

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」の重複解消

提案団体

和歌山市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

地域子育て支援拠点事業の委託を受けていた保育所・幼稚園が認定こども園に移行した際に生じる、地域子育て支援拠点事業と子育て支援事業の実施の重複解消

具体的な支障事例

認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能」を持つ施設として認定を受けているが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保育所等が認定こども園に移行した際、「自治体向けFAQ」によれば移行前の保育園(又は幼稚園)時代に受託していた「地域子育て支援拠点事業」をやめることがないよう強くお願いするとし、市町村に対して事実上義務付けがされている。

FAQによれば、「認定こども園・幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業」であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わりなく、外観上、利用者から双方の違いが明確でないため、混乱を招いている。

認定こども園に対し、「地域子育て支援拠点事業」を委託する際に、重複感があるため、今後本市の地域子育て支援拠点事業を保育所・認定こども園で実施する場合には、本園と別施設にて実施することを求めることで、効果的に「地域子育て支援拠点事業を設置していきたい」と考えているため、FAQによる事実上の義務付けについて見直しを求めるとともに、認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」それぞれの要件・効果等違いについて、明確化されたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

認定こども園固有の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」を地域の実情に応じて、設置できることとすることにより、限られた費用で地域全体の子育て支援を有効に行うことができ、効率的に事業を実施することが可能となるとともに、利用者である保護者の相談先が増加するため利便性の向上にも資する。
また、両事業の違いについて明確化することにより、地域の子育て支援を効果的に実施することができる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成29年3月8日「自治体向けFAQ【第15版】」206

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

徳島県、宮崎市

○本県においては、幼保連携型認定こども園に対し、認定こども園法に規定する子育て支援事業のうち2つ以上を週3日以上実施しなければならないと条例で定めており、認定こども園法に規定のある「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」の重複実施となる。

各府省からの第1次回答

認定こども園においては、認定こども園法に基づき、保護者のニーズを踏まえた「子育て支援事業」を実施することが義務付けられているが、地域子ども・子育て支援事業としての「地域子育て支援拠点事業」は、これとは別に、専任職員の配置や長時間の開所を前提として、より高度できめ細かな子育て支援を行う拠点として市町村の委託等により実施されるものであり、両者が重複する部分はあるものの、相互に独立した事業である。

「地域子育て支援拠点事業」の実施場所としては様々な場所が考えられるが、既に一定の子育て支援機能を有する認定こども園で併せて実施することにより、保護者の便宜や効率的な事業実施等に資する場合も多いものと考えており、実際に、相当程度の認定こども園で事業が実施されている(平成28年度実績:587箇所(全体7,063箇所))。将来的に更なる拠点整備も求められる中で、認定こども園に対する事業委託の継続には、引き続き、特段の配慮をお願いしたいと考えているが、認定こども園の義務として行われる「子育て支援事業」と要件・効果等の違いが不明確であるという御指摘については、対応を検討してまいりたい。

なお、「地域子育て支援拠点事業」の委託については、あくまでも事業者との相談のうえ、最終的には市区町村において適切に判断されるべきものであり、国として義務付けを行っているわけではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認定こども園の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」が各々の役割を十分に発揮し、そして互いに補完していけるよう、それぞれの役割・効果等を早急に通知等で明確化していただきたい。

また、「地域子育て支援拠点事業」の委託については「国として義務付けを行っているわけではない」ということであるが、自治体向けFAQの中で記載されている文言が、国としての事実上の義務付けを行っているように解釈されるため、今回の回答に記載されているような「委託については、あくまでも事業者との相談のうえ、最終的には市区町村において適切に判断されたい」などの文言に見直していただきたい。

なお、拠点事業の委託については、“その地域において「地域子育て支援拠点事業」による支援が必要かどうか”という視点をもって判断したいと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

各府省からの第2次回答

提案団体からの意見を踏まえ、FAQの修正を含め、適切に対応してまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

6【内閣府】

(3)児童福祉法(昭22法164)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)及び子ども・子育て支援法(平24法65)

地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法59条9号及び児童福祉法6条の3第6項)を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行する場合には、これまで一律に市区町村に当該事業の委託の継続を強く求めてきたが、市区町村の実情に応じて適切に委託の継続の可否が判断できるよう、当該事業と子育て支援事業(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律2条12号)の要件・効果等の違いを明確化することを含め、「FAQ」の内容を見直し、地方公共団体に平成29年度中に周知する。

(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

18

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

国民健康保険事務における申請・届出等へのマイナンバーの記入の見直し

提案団体

今治市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

平成27年9月29日付で改正された国民健康保険法施行規則において、マイナンバーを記入することが定められた申請・届出等には、マイナンバーの利活用が想定されないものが含まれている。そのため、情報連携によるマイナンバーの利活用が見込まれる申請・届出等以外はマイナンバーの記入を義務付ける部分を削除するよう求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

マイナンバー制度が導入されたことにより市役所窓口で住民が記入する各種申請等にマイナンバーの記入が義務付けられたが、制度の説明および記入に際し必要な本人確認等のため、制度導入前に比べ受付にかかる時間が1件あたり平均約1分程度増大し、受付事務が煩雑化するとともに、市民の待ち時間が増え窓口が混雑するようになった。

当市の国民健康保険窓口では月500件以上の高額療養費の支給申請を受付しているため、500分の業務時間増である。

申請者がマイナンバーカードを持参していないなどの理由で記載できない場合は同意を得て住民基本台帳等により職員が確認・記入することも認められているが、その説明にも時間がかかる上、住民基本台帳システムの画面からマイナンバーを目視確認して手書きで記入するという余分な事務が生じる。

公平な負担と給付の実現および手続の簡素化等のためマイナンバーの活用は有効なものであるが、対象となる業務は国民健康保険の各種の給付や資格の申請・届出のみならず、被保険者証の再発行など軽微な手続でも記入が必要とされており、住民に対し必要性を説明できない。

結果としてマイナンバー導入の目的である「行政の効率化」「国民の利便性の向上」を損なっている。

また記入済み申請書の保存にも十分な管理体制が求められるため、必要な空間や設備の確保に苦慮している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

窓口事務の簡素化による事務負担の軽減。

申請書等記載にかかる住民の負担の軽減と、受付時間の減少によるサービスの向上

マイナンバーが記載された申請書等が減ることによる情報管理の安全性の向上

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
国民健康保険法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、常総市、ひたちなか市、秩父市、日高市、文京区、横浜市、厚木市、小松市、北方町、伊豆の国市、豊田市、京都市、大阪市、高槻市、出雲市、光市、山陽小野田市、徳島市、宇和島市、西予市、東温市、飯塚市、田川市、五島市、宮崎市、鹿児島市

○被保険者証及び高齢受給者証の再交付申請書に個人番号の記入欄があるが、再交付に当たっては、他団体との情報連携は不要であるため、個人番号を記入する必要はない。
また、国保加入時に届書へ個人番号を届出人(原則は世帯主)が記入しているため、加入時以降の国保関連届書(申請書)への個人番号の記入を省略できるのではないかと考える。

○本市では、資格取得後の被保険者における資格・賦課・給付・収納について、被保険者証番号と個人識別番号をキーとして統一的な電算システムで管理を行っている。資格取得時にマイナンバーを取得した後は、申請時に本人確認を行うことにより、なりすましによる不正受給等を防止することは可能と考える。

現行は申請書へのマイナンバー記載について、窓口での説明や補記に時間がかかり、結果として現場の効率化に結びついていない。

また、マイナンバー記載済申請書については通常の申請書よりも保存に厳格な管理が求められるため、本市でも保管場所の確保に苦慮しているところである。

マイナンバーの取得は、最小限にとどめることがマイナンバーの漏えいを防ぐ意味でも有効であると考ええる。

マイナンバーの取得を最小限にとどめるため、資格の得喪以外の申請書類については、マイナンバーの記載を不要とするよう、国民健康保険法施行規則を改正していただきたい。

○マイナンバーの記入が義務付けられたことにより、受付や事務処理に時間がかかるようになった。本市においても高額療養費の支給申請は大量であり、マイナンバー記入についての説明や厳重な本人確認が、窓口混雑の一因となっている。住民の負担の軽減のためにも、マイナンバーの利活用が見込まれない申請・届出については、マイナンバーの記入を義務付けないよう見直しを求める。

○提案団体の今治市と同様の支障事例が生じており、提案内容と同様の措置を求めるものである。

(1) 受付事務の煩雑化と市民の待ち時間増について

例示の高額療養費支給申請書については、平成28年度34,800件の提出があり、2,900件/月であった。今治市と同様に1件1分の増と仮定すると、高額療養費支給申請書のみで、本市(国民健康保険課、区民課等)全体で2,900分/月(=48時間20分)の増である。

なお、個人番号の記入が必要な届書等全体では、平成28年度で約10万件であり、8,333分/月(=139時間)の増である。

(2) 軽微なものの個人番号の収集について

例示の被保険者証等再交付申請であるが、証等の再交付そのものについては、申請時点の情報で再交付すればよく、証等記載事項に変更の必要があるような場合では、その内容に応じた別の届出等がなされるべきであり、個人番号の収集の必要性を住民に説明することが困難である。

(3) 個人番号記入済届書等の保管について

従前の文書の保管とは区別して、セキュリティが確保された保管場所を確保する必要がある。

○支障事例にも述べられているとおり、被保険者証の再発行については必要性を被保険者に説明することが難しい。

窓口における事務処理が増えていることは事実であり、また、個人情報保護の意味からもマイナンバーの記載を求める申請書について再度精査をする必要があると考える。

○本市では高額療養費の支給申請時、2回目以降の申請のためマイナンバーが取得済みである時には、再度マイナンバーを取得することはしていないが、申請・届出書類へのマイナンバーの記載、説明に係る時間が大きく、マイナンバーの記載された申請・届出書類の管理方法も含め、対応に苦慮している。

被保険者の申請手続きにかかる負担軽減及び行政の事務の効率化のため、マイナンバーの記入を義務付ける申請・届書の見直しを求める。

○マイナンバーを記載する申請・届出受理の際はマイナンバーカード等によりマイナンバー及び申請者本人のマイナンバーである確認を行っているため、マイナンバーの利活用が想定されない申請・届出(被保険者証の再発行申請等)については不要な事務作業となっている。

また、平成27年10月22日付厚労省通知「個人番号の利用開始に当たっての国民健康保険に関する事務に係る留意点等について」の第3①を根拠とし、申請者が自身や家族の個人番号がわからない(本人確認書類不十分や記載拒否を含む)場合等は無記載のまま受理し、職員が事後に補記を行っているため、これについても当該申請・届出においては不要な作業となっている。

○マイナンバー制度が導入され、確認作業等に時間を要し事務作業が煩雑になり、結果、待ち時間の増大等、住民サービスの低下に繋がっている。
また、番号等を確認できない場合でも申請を受け付けるようになっているため、申請に必要なものの説明をする際に大変苦慮している。
情報連携によるマイナンバーの利活用が見込まれる申請・届出以外は申請及び受付業務の負担軽減を図るよう所要の措置を講じるよう求める。
○申請書へのマイナンバーの記入や本人確認書類の提示を求めることは、本市においても窓口処理が煩雑となる要因となっています。また、その必要性に対して住民に納得のできる説明ができず、トラブルを招くこともあります。
今治市の提案ならば、情報連携による添付書類の省略が可能となり、本人の利便性が上がることから、マイナンバーの提供について積極的に提案できます。その上で、マイナンバーの提供を拒否した場合は、これまでどおり添付書類を提出していただくよう案内できれば、申請者に選択権を与えることができるので、トラブルを回避できます。

各府省からの第1次回答

まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

申請者及び窓口業務の負担軽減を図る観点から、マイナンバーの記載を選択的記載事項とし、マイナンバーを記載した場合は他の記載事項を一部省略できるようにするなど、可能な限りマイナンバーの記載が必要な届書及び申請書を減らせるよう見直しをお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

番号法別表第1に規定する事務については、マイナンバーの利用が原則であり、それに伴う手続については、マイナンバーの提示を受けることが原則である。
ただし、今回の提案のような被保険者証の再交付など、付随的な手続において、マイナンバーと当該事務の個人情報との紐づけが確実に行われ、かつ本人確認が十分なされているなど、マイナンバー法の趣旨を損なわない範囲で、従来の記号番号とマイナンバーとを選択記載とするという取扱いの簡素化は検討しようとする。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【内閣府】
(20)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)
(i)国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)において、個人番号の記載を義務付けている事務手続については、国民健康保険事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省が連携して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
(関係府省:厚生労働省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

19

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報
の追加

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務
について別表第2で整理がされている。

別表第2の項番18に係る主務省令第13条第2項に記載されている事務を処理するために情報連携できる特
定個人情報は、道府県民税又は市町村民税に関する情報及び住民票関係情報に限られている。

しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の連
携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。

具体的な支障事例

予防接種法第28条では実費徴収が可能ではあるが、実費を徴収するか否か、さらに経済的理由によりその費
用を負担が出来ないと認める要件も市町村の裁量にまかされている。しかしながら、経済的理由により負担でき
ない者(実費徴収をしない者)については、市町村民税に関する情報のみではなく、生活保護関係情報や中国
残留邦人等支援給付等関係情報を鑑みながら、判断している事例が多いと考える。そのため、経済的理由によ
り実費負担ができない者の資格確認ができないと、生活困窮者と考えられる者へさらに予防接種費用を負担さ
せることになるため、接種率の低下が起こり、ひいては感染症の発生及びまん延防止の効果が軽減すると考え
る。

なお、予防接種法の逐条解説においても、「経済的理由により負担できない者の数については、市町村民税の
課税状況や生活保護世帯数等を勘案して、概ね全体の2割から3割程度が想定されている」と記載があるにも
かかわらず、番号法で情報照会できないのは矛盾している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

・経済的理由により実費負担ができない者の資格確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を
受けやすい環境が容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止
につながる。

根拠法令等

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事
務及び情報を定める命令第13条第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

矢巾町、ひたちなか市、川崎市、島田市、大治町、伊丹市、加古川市、福岡県、那珂川町、志免町、須恵町、新宮町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、佐賀県、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、長崎県、長与町、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、佐々町、熊本県、熊本市、玉東町、南関町、和水町、菊陽町、南阿蘇村、氷川町、津奈木町、錦町、大分県、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、国頭村、今帰仁村、恩納村、中城村、西原町、座間味村、南大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、渡名喜村、伊平屋村、九州地方知事会

○予防接種に係る実費徴収の際に、生活保護を受給されている方等については負担を免除しているが、現在は生活保護を受給されている方に生活保護受給証明書の提出を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、生活保護関係情報等を情報連携の項目に追加することが必要である。

なお、昨年度は、当町においては 101 人の方の負担を免除しており、効果は大きいと考える。

○予防接種に係る実費徴収事務において生活保護関係情報等が必要であり、行政の事務の効率化及び住民の方の利便性の向上のためにも提案団体の要望どおり情報連携の項目への追加が必要である。

○当市では経済的理由により費用負担ができない者を生活保護世帯の者としている。当該事例については関係所管課への照会や被接種者本人からの受給者証等の証明書類の提示を求めることで対応しているが、本件について規制が緩和された場合は、事務処理の円滑化が期待できる。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 13 条第 2 号イで規定されている「予防接種を受けた者若しくは当該者の保護者」に「当該者と同一の世帯に属する者」を加えてほしい。当市では、予防接種法第 28 条ただし書きに基づく実費の徴収を行わない者として、予防接種を受けた者の世帯員全員の市町村民税課税状況を確認している。しかし、現行の情報連携では、予防接種を受けた者又は当該者の保護者以外の税情報が確認できない。同条のいう「経済的理由により、その費用を負担することができない」者を決定するに当たり、本人や保護者のみの課税状況で判断することは公平性に欠け適切ではないと解する。他の法律に基づく事務においては「当該者と同一の世帯に属する者」の情報連携が認められているものも多数あることから、当該事務についても同様の措置を望むものである。

○生活保護に関する事務の権限は県にあるため、本人からの申請の際に照会の同意を得てから確認しているので、事務の煩雑さがある。情報連携により迅速な対応が期待できる。

○本市では高齢者肺炎球菌及びインフルエンザワクチンの接種について、生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者は費用の免除対象者となるため、特定個人情報利用が可能となることにより、利便性の向上に寄与すると考える。

○生活保護受給証明書の提出は求めているが、保健センターと 1 キロほど離れた本庁舎の担当課に受給資格の有無を文書で照会しているため、事務処理に時間を要することもあり負担となっている。

各府省からの第 1 次回答

まず、厚生労働省において、予防接種法による実費の徴収の決定に関する事務における生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要があり、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。

○ ついては、

・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。

・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

厚生労働省と連携して、必要な対応を検討して参りたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【内閣府】

(20) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

(ii) 予防接種法（昭23法68）による予防接種の実施に関する事務（別表2の16の2）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事務（別表2の18）については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。

（関係府省：総務省及び厚生労働省）

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

20

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

予防接種法による予防接種の実施に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報の追加

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。

別表第2の項番16の2の項に係る主務省令第12条の2に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報は、予防接種に関する記録に関する情報がある。

しかし、予防接種の実施にあたり、予防接種法施行令で定めるB類疾病の対象者のうち、60歳以上65歳未満の対象者選定を行うに当たっては、身体障害者手帳の交付に関する情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。

具体的な支障事例

予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めているが、障害の程度を確認するためには身体障害者手帳の交付に関する情報を確認することが、対象者選定を行うに当たっても適切であると考え。政令に記載されている資格要件を確認するために、毎度、身体障害者手帳を提示してもらうことは住民にとって負担である。

また、厚生労働省のホームページ「インフルエンザ Q&A」には、対象者要件の最後に「概ね、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載されているにもかかわらず、情報照会できないのは矛盾している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

・適切な資格要件の確認が、情報連携により実施できるようになれば、予防接種を受けやすい環境を容易に整えられ、ひいては予防接種の本来の目的である、感染症の発生及びまん延の防止につながる。

根拠法令等

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

矢巾町、ひたちなか市、川崎市、島田市、刈谷市、大治町、伊丹市、山口県、防府市、美祢市、福岡県、直方市、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、みやま市、糸島市、那珂川町、志免町、須恵町、新宮町、芦屋町、水巻町、岡垣町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、糸田町、川

崎町、大任町、赤村、福智町、佐賀県、唐津市、多久市、伊万里市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、長崎県、島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、佐々町、熊本県、熊本市、菊池市、宇土市、玉東町、南関町、和水町、南阿蘇村、津奈木町、錦町、大分県、中津市、日田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎県、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、鹿児島県、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、沖縄県、浦添市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、今帰仁村、恩納村、中城村、座間味村、南大東村、北大東村、伊是名村、八重瀬町、竹富町、与那国町、大宜味村、南風原町、渡名喜村、伊平屋村、九州地方知事会

○身体障害者手帳1級を所持されている方についてB類疾病の予防接種の対象者としており、予防接種の際には身体障害者手帳の持参を求めている。住民の方の負担を軽減するためにも、身体障害者手帳の交付に関する情報を情報連携の項目に追加することが必要である。

なお、昨年度は、当県内の3市1町において、計123人の方の負担を免除しており、効果は大きいと考える。

○現在、当市においては、障害者福祉の担当課へ案件ごとに照会を行うことで対応している。本件の規制緩和が行われた場合、事務処理の円滑化が期待される。

○予防接種の実施において、B類疾病に係る予防接種の対象者を把握する際に身体障害者手帳の提示を求められることになるが、手帳を持参いただく市民及び手帳の記載内容を確認する市担当者双方に手間がかかっているのが現状である。提案のような情報連携が可能となれば、市民の利便性の向上及び市の事務処理の効率化が図られると考えている。

○障害者手帳に関する事務の権限は県にあるため、本人からの障害者手帳の提示により確認しているため、事務の煩雑さがある。情報連携により迅速な対応が期待できる。

○情報連携により身体障害者手帳に関する情報を確認することが可能となれば、窓口で手帳を提示させることがなくなり市民サービスの向上に繋がることから、上記制度改正は必要なものであると考える。

○予防接種の実施に関する事務において身体障害者手帳の交付に関する情報が必要であり、行政の事務の効率化及び住民の方の利便性の向上のためにも提案団体の要望どおり情報連携の項目への追加が必要である。

○予防接種法施行令では、B類疾病の対象者のうち60歳以上65歳未満の者の対象者を定めており、厚生労働省のホームページ「インフルエンザQ&A」には、対象者要件の最後に「概ね、身体障害者障害程度等級1級に相当します」と記載されている。

障害の程度を確認するためには身体障害者手帳の情報を確認することが、最も適切であると考えますが、接種時に身体障害者手帳を持参されていない場合もあり、対象者であることを確認するために情報照会ができるとうい。

※60歳以上65歳未満の接種者数(平成28年度 インフルエンザ:17件、肺炎球菌:0件)

○身体障害者情報は本庁舎の担当課で把握しているために即時で資格を確認するには障害者手帳の提示を求めるしか方法がなく、町民及びその手帳を確認する保健センター職員の双方に負担が生じている。

各府省からの第1次回答

まず、厚生労働省において、予防接種法による予防接種の実施に関する事務における障害者関係情報の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要がある、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

住民の負担軽減及び行政事務が効率化され予防接種を受けやすい環境が整うことにより感染症の予防及びまん延の防止につながるため、早期の法改正が実現されるよう検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、身体障害者手帳関係情報等については既に他の行政分野において使われている状況であり、年末の対応方針の取りまとめに向けた全体のスケジュールに即した形で、関係部局、関係省庁と法改正に向けた検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。

○ ついては、

・厚生労働省において早急に検討を進めると共に、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。

・内閣府（番号制度担当室）において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法及びマイナンバー法の主務省令の改正に関して、内閣法制局等関係者との調整を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

厚生労働省と連携して、必要な対応を検討して参りたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【内閣府】

(20) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27）

(ii) 予防接種法（昭23法68）による予防接種の実施に関する事務（別表2の16の2）については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、障害者関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。また、同法による実費の徴収に関する事務（別表2の18）については、当該事務を処理するために必要な生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報を追加し、その旨を地方公共団体に周知する。

（関係府省：総務省及び厚生労働省）

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

53

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(母子保健法第二十条による養育医療の給付)

提案団体

九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村住民税所得割額に改めることを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。

当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
- ・母子保健法(昭和40年法律第141号)第20条、第21条の4
- ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、秋田市、常総市、ひたちなか市、平塚市、海老名市、豊橋市、田原市、高槻市、伊丹市、徳島市、北九州市、大牟田市、雲仙市、熊本市、延岡市

○当団体では養育医療の給付の申請において必要な所得税額証明書として、①確定申告の控(1面)又はそのコピー又は②源泉徴収票又はそのコピーを提出することを原則としている。

徴収基準額の基礎が所得税から市町村税所得割額へ変更することになれば、①～②の書類が不要となり、住民の負担が減少する。

○所得税での確認のため、保護者の源泉徴収票や税務署発行の納税証明書等の提出が必要になり、保護者の手続き負担が大きく、書類が揃わず給付決定に時間がかかる場合がある。他の医療費助成の制度と同等に市町村民税での徴収基準額の認定にすると、迅速で確実な決定が出来る。情報連携についても提案団体と同様の意見である。

○本市においても同様の事例が発生しており、番号制による他市町村との情報連携が開始されても、徴収基準月額が市民税額ではなく所得税額で決定される現行においては、必要な情報を取得することができない。

各府省からの第1次回答

厚生労働省において、母子保健法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

母子保健法第二十条により養育医療の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえ、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 各府省からの第1次回答において、総務省から、

・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなる。

・よって、厚生労働省において、母子保健法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である、

との見解が示されたところである。

○ ついては、厚生労働省において、母子保健法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行っていただきたい。

各府省からの第2次回答

厚生労働省において、母子保健法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとなれば、当該情報を連携できるよう対応して参りたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【内閣府】

(20) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(iii) 母子保健法(昭40法141)20条1項に基づく養育医療の給付を行った場合の費用の徴収に関する事務(別表2の70)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能と

なるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成 30 年度中に周知する。
(関係府省:総務省及び厚生労働省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

54

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十条による療育の給付)

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。

当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条、第56条
- ・未熟児養育医療費等の国庫負担について(平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

海老名市、豊橋市、北九州市、熊本市

○当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上や情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認のためにも提案に同意する。

各府省からの第1次回答

厚生労働省において、児童福祉法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

児童福祉法第二十条により療育の給付を行った場合の費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえ、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 各府省からの第1次回答において、総務省から、
 - ・本事務については、申請に基づく事務であり、情報照会の対象となる者の同意をとれば、地方税法上の守秘義務の解除要件を満たすこととなる。
 - ・よって、厚生労働省において、児童福祉法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることで地方税情報の提供は可能である、との見解が示されたところである。
- ついては、厚生労働省において、児童福祉法に係る養育医療の給付等を行った場合の費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとする通知改正を行っていただきたい。

各府省からの第2次回答

厚生労働省において、児童福祉法による費用の徴収基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることとなれば、当該情報を連携できるよう対応して参りたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【内閣府】

(20) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(iv) 児童福祉法(昭22法164)20条1項に基づく療育の給付、同法22条1項に基づく助産の実施、同法23条1項に基づく母子保護の実施又は同法33条の6第1項に基づく児童自立生活援助事業の実施を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(別表2の16)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成30年度中に周知する。

(関係府省:総務省及び厚生労働省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

55

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費)

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- (1)児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。
- (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。
 - ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。
 - ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。

具体的な支障事例

【支障事例】

児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。

当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条
- ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条
- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条、第56条
- ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚

生事務次官通知)

・障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例 (主なもの)

豊橋市

—

各府省からの第 1 次回答

まず、厚生労働省において、児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の徴収金基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある、それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の対象となる費用の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。

なお、地方税法上の守秘義務については、平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上で情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点 (重点事項)

○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。

○ また、児童福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると思料されるところ、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも担保措置になり得るのではないか、との指摘があった。

○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていきたい。

○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていきたい。

○ 関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と

地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

厚生労働省において、児童福祉法による児童入所施設措置費及び障害児入所措置費の徴収金基準額を所得税額から市町村民税所得割額に改めること、また、地方税関係情報の提供が可能であるならば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【内閣府】

(5)児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置(同法21条の6)を行った場合、児童入所措置(同法27条1項3号)を行った場合及び障害児入所措置(同法27条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法56条1項及び2項)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、児童福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。

(関係府省:総務省及び厚生労働省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

56

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(児童福祉法第二十一条の六によるやむを得ない事由による措置)

提案団体

九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- (1)児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。
- (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。
 - ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。
 - ②必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十二条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。

具体的な支障事例

【支障事例】

児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。

当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条
- ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条
- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6、第56条
- ・やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて(平成24年6月25

日障障発 0625 第1号厚生労働省障害福祉課長通知)

・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省障害福祉課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、秩父市、豊田市、伊丹市、高砂市、宇美町

○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながることや認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。

各府省からの第1次回答

まず、厚生労働省において、児童福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある、それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

児童福祉法第二十一条の六によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。

なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。

○ また、児童福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能となると思われるところ、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも担保措置になり得るのではないか、との指摘があった。

○ 厚生労働省においては、児童福祉法に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。

○ 総務省においては、児童福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置につい

て、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。

○ 関係府省において、児童福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

児童福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めること、また、地方税関係情報の提供が可能であるならば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【内閣府】

(5)児童福祉法(昭22法164)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害福祉サービスの提供等の措置(同法21条の6)を行った場合、児童入所措置(同法27条1項3号)を行った場合及び障害児入所措置(同法27条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法56条1項及び2項)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、児童福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。

(関係府省:総務省及び厚生労働省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

57

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によるやむを得ない事由による措置)

提案団体

九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- (1) 身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項及び知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を、所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。
- (2) 加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。
 - ① 番号法別表第二の第二十及び第五十三の項の第四欄に地方税関係情報を新たに規定する。
 - ② 地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。
 - ③ 必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第十四条及び第二十七条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。

具体的な支障事例

【支障事例】

身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。

当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、地方税関係情報については別表第二の第四欄に規定がないため情報照会ができない。また、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事

務及び情報を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第 7 号）第 14 条、第 27 条

・地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条

・身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条、第 38 条

・知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4、第 16 条、第 27 条

・やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成 18 年 11 月 17 日障障発第 1117002 号厚生労働省障害福祉課長通知）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、秩父市、豊田市、高砂市、宇美町

○やむを得ない事由による措置の徴収基準額の基礎を市町村民税の所得割とし、マイナンバーの情報連携の対象とすることは、当市における効率的な事務につながることや認定を受ける者にとっても添付書類の削減により利便性が向上するため制度改正の必要性を感じる。

各府省からの第 1 次回答

まず、厚生労働省において、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある、それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

身体障害者福祉法第三十八条第一項及び知的障害者福祉法第二十七条によりやむを得ない事由による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にさせていただきたい。

なお、地方税法上の守秘義務については、平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上で情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

法施行後 3 年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第 1 次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。

○ また、構成員から、費用徴収額の認定事務にはそもそも根拠法律に質問検査権が必要ではないか、また、地方税関係情報の情報連携に必要な担保措置としては必ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形もあり得るのではないかと指摘があった。

○ 厚生労働省においては、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権を設けること、及びこれら

の法律に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。

○ 総務省においては、厚生労働省の検討する質問検査権及び担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。

○ 関係府省において、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に質問検査権と担保措置を設けることによる各法律に基づく強制措置に係る費用徴収事務と地方税関係情報に係る情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

厚生労働省において、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法によるやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めること、また、地方税関係情報の提供が可能であるならば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【内閣府】

(7)身体障害者福祉法(昭24法283)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置(同法18条1項)を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法18条2項)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法38条1項)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、身体障害者福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。)に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。

(関係府省:総務省及び厚生労働省)

(11)知的障害者福祉法(昭35法37)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供等の措置(同法15条の4)を行った場合又は障害者支援施設への入所等の措置(同法16条1項2号)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法27条)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、知的障害者福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この事項において「番号法」という。)に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、各事務を処理することが可能となるよう、当該事務を処理するために必要なものとして番号法に規定されている特定個人情報に、地方税関係情報を追加すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。

(関係府省:総務省及び厚生労働省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

58

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度の活用を図るための社会保障制度における所得要件の見直し(老人福祉法第十一条による措置)

提案団体

九州地方知事会、九州・山口各県の全市町村

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

- (1)老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の基礎を所得税額から市町村民税所得割額に改めることを求める。
- (2)加えて、情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を情報照会できるように以下の措置を求める。
 - ①地方税法上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について検討を行う。
 - ②徴収基準額の認定に必要な特定個人情報の入手が可能となるよう、番号法別表第二主務省令第三十三条に地方税関係情報の規定を追加するとともにデータ標準レイアウトの改訂を行う。

具体的な支障事例

【支障事例】

老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定においては、所得税額を基礎とすることとされている。

当該事務は、番号法別表第二に規定されているものの、措置制度という性質の問題により情報提供ネットワークシステムにより地方税関係情報を入手することができないとされている。更に、利用者負担額の認定に必要な所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

当該費用の利用者負担額に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。

根拠法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第33条
- ・地方税法(昭和25年法律第226号)第22条
- ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条、第28条
- ・老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発第0124001)

号厚生労働省老健局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、ひたちなか市、秩父市、川崎市、伊丹市、宇和島市、北九州市、朝倉市、熊本市

○本市においても扶養義務者からの費用徴収額を決定する際に、所得税額を基礎として費用徴収額を決定しているケースがある。現在は扶養義務者から収入申告の際に源泉徴収票を添付資料として提出してもらい、そこから所得税額を把握しているが、今後は番号法の施行に伴って、そういった添付資料の提出を簡略化していくことも考えられる。

扶養義務者からの費用徴収額を決定するために、現状では市町村民税や所得税の課税状況を把握することが必須である。それらを情報提供ネットワークを通じて取得し、費用徴収額を決定できないということであれば、行政運営の効率化、国民の利便性の向上を目的とする番号法の趣旨に照らすと本末転倒であり、この提案事項に賛同する。

○本市においても、費用徴収事務を行うにあたり、賦課認定、および費用徴収額の決定に税情報を職権として調査することも多いため、事務煩瑣となり、さらには調査から決定までの迅速性に欠ける。

情報照会が可能となることで、利用者側に求める手続が簡素化され、事務の効率化、迅速化が図られる。

各府省からの第1次回答

まず、厚生労働省において、老人福祉法による福祉の措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めることについて検討する必要がある、それが改められるのであれば、情報連携に向けた必要な検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

老人福祉法第十一条による措置を行った場合の徴収基準額の認定について、住民の負担軽減及び行政事務の効率化といったマイナンバー制度の趣旨を踏まえたうえで、費用の徴収基準を情報連携で入手可能な市町村民税所得割にしていきたい。

なお、地方税法上の守秘義務については、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）にもあるとおり、措置制度の性質等を十分に踏まえ、地方税法上の守秘義務を解除した上で、情報連携の方策について、関係府省で連携して検討していきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第1次ヒアリングにおいて、申請に基づかない事務であっても、本人等から同意が得られる場合に地方税法上の守秘義務を解除することの可否について、総務省から、そのような同意では地方税法上の守秘義務が解除される根拠として不明確であるため、地方税法上の守秘義務を解除する正統性が担保されない、との検討結果が示された。

○ また、老人福祉法は既に質問検査権が措置されており、担保措置の創設により地方税関係情報との情報連携が可能になると思料されるところ、構成員から、地方税関係情報との情報連携に必要な担保措置としては必

ずしも罰則である必要はなく、経済的な負担を求める形でも担保措置になり得るのではないかと、との指摘があった。

○ 厚生労働省においては、老人福祉法に担保措置として罰則を設けることの是非、仮に罰則を設けられない場合における経済的な負担を求める形の担保措置を設けることについて、早急に検討を進め、内閣法制局、関係団体等との調整を進めていただきたい。

○ 総務省においては、老人福祉法の現行の質問検査権の規定及び厚生労働省の検討する担保措置について、地方税法上の守秘義務が解除されるよう前向きな検討を加えていただきたい。

○ 関係府省において、老人福祉法に担保措置を設けること等による同法に基づく強制措置の費用徴収事務と地方税関係情報との情報連携について、検討結果を第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

厚生労働省において、老人福祉法による福祉の措置を行った場合の利用者負担額の算定基準を所得税額から市町村民税所得割額に改めること、また、地方税関係情報の提供が可能であるならば、情報連携に向けた必要な対応を行って参りたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【内閣府】

(13)老人福祉法(昭38法133)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

老人福祉法に基づく老人ホームへの入所等の措置(同法11条)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法28条1項)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、老人福祉法に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平26内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。

(関係府省:総務省及び厚生労働省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

249

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用した情報連携項目の追加

提案団体

千葉県

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定医療費助成制度の事務で、以下の項目を収集可能としていただきたい。

①保険情報

(加入情報(受診者等が何の保険に加入しているのかに関する情報))

②収入情報

(障害年金関係情報)

具体的な支障事例

①保険情報

医療費助成に係る支給認定世帯の単位は、同じ医療保険加入者のため、国保組合・国保・後期高齢者保険の場合、自己負担額決定には、医療保険世帯の確認が必要であるため、世帯全員分の保険証の提示を依頼しており、保険証の省略ができない。

②収入情報

収入確認は、公的年金等の収入金額(情報連携可能)に加え、国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付の把握が必要だが、情報連携の提供情報ではないため、書類提出を依頼しなければならない。確認する情報が多く、すべてを確認するには時間がかかる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成の申請において、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減される。

根拠法令等

児童福祉法第19条の3, 5

難病の患者に対する医療等に関する法律

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7号

別表第二 9, 119

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、福島県、川崎市、静岡県、豊橋市、滋賀県、高槻市、熊本県

○本県においても、次のとおり制度改正の必要性を考えている。

①について

マイナンバーによる情報連携で、世帯情報やその世帯の保険情報が容易に取得できるようになれば、添付書類の省略が可能となり、申請者の負担軽減につながる。

②について

現在の手続きは煩雑なため、マイナンバーの連携による情報取得の早期実現が望ましい。

○小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、医療保険上の世帯により自己負担上限額を決定しているため、国民健康保険組合に加入の場合は、世帯全員分の健康保険証の写しの提出を必要としており、また、年収80万円以下の市民税非課税世帯には、障害基礎年金や特別児童扶養手当の収入額を証明する書類の提出を必要としている。そのため、番号制度による情報連携項目の追加が行われ、これらの保険情報や収入情報の連携が可能となれば、提出必要書類が省略され、申請者の負担軽減につながる事が可能である。

○本県においても収入情報を別途保険組合等に照会している状況であり、一定の事務量が発生している。

マイナンバー制度により取得できる項目が追加されれば、世帯全員の保険証提出の省略や、収入情報の書類が不要となり、申請者の負担が軽減されることから提案に同意する。

各府省からの第1次回答

まず、厚生労働省において、指定難病及び小児慢性特定医療費助成制度の事務の処理における保険情報や収入情報の必要性や当該事務の効率性などについて検討する必要があるとあり、それらが認められるのであれば、情報連携に向けた必要な対応を検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

情報連携で同一保険世帯の保険情報を取得することが可能となれば、住民サービスにつながり、申請者の負担の軽減を図ることができるため、前向きな検討をしていただきたい。

収入情報については、非課税世帯のみが収入の証明を提出する必要があるため、申請者にとり経済的な負担となるばかりか、証明の取得・提示のための労力も大きなものとなっている。情報連携により、全ての収入情報が一括で確認できることで、初めて、申請者及び行政の両者の負担軽減となることから、実現に向け検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

法施行後3年を目処として検討されるマイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報ははじめ聖域を設けることなく検討を進めること。

また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、医療保険関係情報の情報連携については、既に他の行政分野において使われている状況であること、また、障害年金関係情報については、現在情報連携の対象となっていない障害年金について、その実施の可否を含めて、システム改修を含めた技術面や予算面、効率性の観点を含め検討を進める、との趣旨の発言があったところである。また、構成員から、年金の種類によって情報連携の取扱いが変わることになれば、患者の方が不合理な扱いを被ることになってしまう、という懸念がある、との趣旨の発言があったところである。

○ 医療保険関係情報については、厚生労働省において、情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。

○ また、並行して、内閣府（番号制度担当室）は厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。

○ 障害年金支給関係情報については、厚生労働省及び内閣人事局において、年金の種類にかかわらず情報連携を可能とする方向で検討を行い、第2次ヒアリングまでに当該検討結果をお示しいただきたい。

また、並行して、内閣府(番号制度担当室)において厚生労働省の協力の下、マイナンバー法の主務省令の改正に関して調整を進めていただきたい。

仮に、全ての年金について情報連携を可能とすることができない、という場合には、前述の構成員の述べた懸念を解消する方策を検討し、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

支給認定基準世帯員全員の保険加入情報については、情報連携が可能となるよう必要な対応を検討して参りたい。

障害年金関係情報については、情報提供側において、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うことが可能と判断されるのであれば、情報連携が可能となるよう必要な対応を検討して参りたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

6【内閣府】

(20)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(v)児童福祉法(昭22法164)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務(別表2の9)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。

また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、児童福祉法施行規則(昭23厚生省令11)7条の5に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣官房、総務省及び厚生労働省)

(vi)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)による特定医療費の支給に関する事務(別表2の119)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、医療保険給付関係情報を追加することとし、その旨を地方公共団体に周知する。

また、当該事務において個人の収入の状況を把握するに当たり必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平26厚生労働省令121)8条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭14法73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭22法50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭26法191)に基づく障害補償)に係る情報について、地方公共団体における円滑な事務処理に配慮しつつ、申請手続における申請者の負担を軽減する方策について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣官房、総務省及び厚生労働省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

42

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災自治体への支援を行うための法制の見直し

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

大規模災害発生時において、県域を越えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第七十四条による応援職員の派遣要請を受けた都道府県は、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

九州地方知事会では、平成28年熊本地震において、発災直後から、九州・山口9県災害時応援協定に基づく「カウンターパート方式」(被災市町村ごとに支援担当県を割り振る対口支援方式)により、広域応援を実施し、熊本県及び同県内市町村の復旧・復興に向けた支援を行ってきた。

各支援担当県は、当該県内市町村の積極的な協力を得て、多くの応援職員を派遣してきた(※)が、一方、災害対策基本法では、県から県への応援要請に係る規定(第七十四条)はあるものの、応援側の県と同県内市町村の関係に係る規定はなく、県と市町村が一体となって支援を行う法的スキームが確立されていない状況。

こうした枠組みは、九州・山口9県災害時応援協定でも同様であったため、一部の市町村からは「派遣の根拠はどこにあるのか」といった問合せが支援担当県へ寄せられるなど、迅速かつ円滑な職員派遣に支障が生じた例があった。

※九州地方知事会からの職員派遣(短期)状況

延べ 26,305 人(うち市町村職員 10,375 人、39.4%)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【効果】

被災市町村では、避難所の運営や罹災証明書の発行など被災住民の生活再建に係る業務について、迅速かつ的確な対応が求められることとなるが、特に甚大な被害を受けた市町村においては、今回の熊本地震でも見受けられたように、これらの災害応急業務を担う職員が圧倒的に不足し、短期集中的に大量の応援職員を確保する必要が生じる。

災害対策基本法第七十四条に基づく応援要請を受けた県が、区域内市区町村に対し応援を求めることができる旨、法的に明確化することにより、応援県単位で大量の応援職員を迅速に確保することが可能となり、大規模災害発生時における被災住民の生活再建に資することが期待できる。

根拠法令等

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第74条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

酒田市、常総市、多治見市、亀岡市、大阪府、兵庫県、伊丹市、倉吉市、鹿児島市

○災害時における早期の応援職員派遣は初動体制において、必須である。東日本大震災以降、本県では、県が取りまとめチームを組み被災地支援を行っている。熊本地震の際、全国市長会からの要請で、南阿蘇に職員を派遣したが、現地への交通手段や職員の宿営方法など情報が無く、移動しながらの調整であった。派遣する側のコントロールは県がその役を担うべきと感じた。支援をする側として、市町村は、支援要請がないと動けないため、県がとりまとめを行い支援活動を行うことは、大変有用であると考え。これらの経験から、法的裏付けにより、すべての県が同様の体制を組むことができれば、災害に対する日本国の強靱化が計られると考える。

○熊本地震の際、被災県等から県を通じて県内市町村へ応援要請があり、その際に、法的根拠が不明確であったため、応援に要した費用を誰が負担するのか、間接的な応援要求の法的根拠など疑義が生じ、応援の可否を判断するのに少なからず影響があった。また、反対に平成 28 年に発生した地震においては、被災地として応援を要求しなければならない立場になったが、県を通じて他県等の応援を調整することとなった際にも、費用負担に係る疑義（最終的に誰が負担するのか）が生じ、不安を抱えながら応援要求の判断をしなければならない状況にあった。提案内容のような広域応援の際に、市町村の立場としても、間接的な応援要求の法的根拠、費用負担等を明確にさせていただいた方が、迅速に応援の可否を判断でき、円滑な被災地支援に繋がるものと考え。

○平成 28 年熊本地震の際には、法的根拠がないまま、支援することについて、本市の中でも議論があったため、本提案の災害対策基本法の改正がされた場合、より迅速な支援が期待できる。※法的根拠のない派遣については、費用負担の明確な答えがなかったため、主に財政的な点について議論があった。

○災害時相互応援協定などを締結し、被災時の相互応援について取り決めているものの、協定締結以外の地域への応援のために、派遣の根拠が法的に明確化されることが、迅速かつ円滑な活動につながるとされる。

各府省からの第 1 次回答

・御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等を踏まえ、検討して参りたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の実現に向け、積極的な検討をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○第 1 次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)から、今夏には内閣法制局を含めた関係府省と調整した上で必要な検討を進めていきたいとの趣旨の発言があったところである。

○今後、内閣府(防災担当)において、災害対策基本法の改正等に向けて内閣法制局を含めた関係府省と調整を行った上で、当該調整結果について、第 2 次ヒアリングまでにお示しいただきたい。

各府省からの第 2 次回答

御提案の内容については、現行法制度での対応の可否、他の法制度との整合等の観点から、引き続き検討を進めて参りたい。

6【内閣府】

(12)災害対策基本法(昭 36 法 223)

(i)都道府県と区域内の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の一体的な応援については、災害発生都道府県知事から応援を求められた都道府県知事が、区域内の市町村長に対し災害発生市町村長が行う災害応急対策への応援を求めることができることを明確化することとし、その旨を地方公共団体に周知する。

(関係府省:総務省)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

108

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

罹災証明に係る一連の手続・制度の見直し

提案団体

由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村

制度の所管・関係府省

内閣府、金融庁、財務省

求める措置の具体的内容

『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。

また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。

具体的な支障事例

平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。

当市においては、住家の罹災証明交付件数2,449件のうち、「半壊に至らない(一部損壊)」と認定された住家は、2,316件(94.6%)と大半を占めている。

半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請(住家121件)が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。

また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されることである。

一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊に近い15%~19%の住家は全体の12.5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じることとなっている。

さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

1. 「調査手続の簡素化」

1次調査においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、①「全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式により、被害程度の判定を行う。」、②「明らかに半壊に至らないと判断できる住家については、事例写真等と被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。」、③「半壊に至ら

ないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の判定による調査により、被害程度の判定を行う。」といった具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がりを期待する。

2. 「被害の程度及び認定基準の区分の再編」

自治体独自の支援策(災害見舞金、住家の補修補助等)の円滑な運用にあたって、被害の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨、運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。

また、罹災証明発行後の疑義に対する窓口対応や2次調査等の所要時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながると考えている。

3. 「民間の地震保険損害認定基準との調整又は活用」

被害認定事務においては、官民の調査基準を統一したうえで調査の一本化を行うことで、民間保険会社と地方公共団体との連携(調査対象の分担等)や、その調査結果について相互に活用が可能となること、また、民間保険会社のみならず建築士会や土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効率的かつ効果的な調査が可能となる。

根拠法令等

- ・「災害の被害認定基準」
- ・「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」(平成 25 年 6 月内閣府<防災担当>)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

常総市、ひたちなか市、上越市、亀岡市、大阪府、八尾市、伊丹市、鹿児島市

○本市では、被災者生活再建支援システムを導入し罹災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと思慮される。

○南海トラフ巨大地震のような市内全域において甚大な建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の著しい不足が予想され、より「調査手続の簡素化」等による業務の効率化が必要である。

各府省からの第1次回答

- ・「災害に係る住家被害認定基準運用指針」は、被害認定の業務を行う市町村が、迅速かつ的確に調査・判定を行えるよう、参考までに、それらの手法を定め、国が助言・支援しているもの。
- ・当該運用指針による調査・判定方法については、これまでも被害の実態等を踏まえ見直しを行ってきており、今後、熊本地震における実態等を踏まえ、各種調査の迅速性に大きな影響を与えないように留意しつつ、可能な項目について連携することや、写真判定の導入等の簡易な手法の活用等について、今後、関係省庁と連携しつつ、見直しの検討を行う予定。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

大規模自然災害が発生した場合、自治体を越えた広範囲にわたる重大な被害が想定されることから、被害認定業務においては、標準的手順に基づき、一定の統一された調査が行われ、地方自治体あるいは地方自治体間で混乱が生じないように、迅速な調査と早期の罹災証明書の交付につなげるのが肝要だと考える。

「①調査手続の簡素化」の提案については、同一災害における自治体間の調査手法・判定の差異の解消のほか、罹災証明願の受付時、いわば手続きの初動段階において「写真判定が可能なもの」、「調査を要するもの」の振り分けを行うことで、迅速な被害認定調査と罹災証明書の交付・取得に直結することが見込まれる。

具体的には部位、被害程度ごとに用意された多くの事例写真等との照合確認による簡易判定等、罹災証明書の早期交付につながる選択可能な具体的手順が分かるよう、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」等の改正を行う等、地方公共団体に対し周知することを求める。

また、内閣府、金融庁及び財務省の関係府省並びに関係団体が参画した検討会において、民間保険会社における住家被害認定調査のノウハウ等を活用し、市町村による罹災証明書の発行が少しでも迅速かつ円滑に行える方策について、十分に議論することを求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)から、被害認定調査手続の簡素化や認定の迅速化については見直しの検討を進めるとの趣旨の発言があったところであるが、内閣府(防災担当)において、簡素化に資する写真判定の導入等について、具体的な手順が分かるよう、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正する等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。

○ 内閣府(防災担当)において、罹災証明書に地方公共団体独自の被害認定区分を設定することができることを明らかにするとともに、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に盛り込む等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。

○ 第1次ヒアリングにおいて、金融庁及び財務省から、内閣府(防災担当)が設置した罹災証明制度に係る検討会に参画し、知恵を出すことは不可能でないとの趣旨の発言があったところである。内閣府(防災担当)においては、検討の場を設置し、金融庁及び財務省の参画を求めた上で、民間保険会社にも協力を求め、市町村による罹災証明書の発行が迅速かつ円滑に行える方策について、検討を行っていただきたい。

各府省からの第2次回答

1. 罹災証明制度の見直しについては、内閣府(防災担当)が設置する住家の被害認定調査に係る検討の場において、罹災証明の発行の迅速化・効率化に向けた議論を行う予定。

2. 被害認定調査の簡素化に資する写真判定の導入等については、当該検討の場において結論が得られれば、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正する等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。

3. また、当該検討の場においては、罹災証明発行のための住家の被害認定調査の迅速化・効率化に向けて、金融庁、財務省等関係省庁とも協力して検討を行う。なお、当該検討を進めるに当たっては、地震保険損害調査のノウハウ等、専門的見地からの助言等を受けるため、民間保険会社にも協力を求めることを想定している。

4. さらに、住家の被害の程度が半壊に至らない区分において、地方公共団体が独自に区分を設定することについては現在においても可能であるが、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」に盛り込む等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【内閣府】

(12)災害対策基本法(昭36法223)

(ii)罹災証明制度の見直しについては、以下の措置を講ずる。

・罹災証明書の交付の迅速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に資する写真判定の導入の可能性も含め、内閣府における有識者検討会において、関係府省等が協力して民間団体等の知見も参考にしつつ検討を行い、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周知する。

(関係府省：金融庁及び財務省)

・住家の被害の程度が半壊に至らない区分であっても、地方公共団体が独自に区分を設定することが可能であることを明確化するため、独自の区分を設定している地方公共団体の事例を平成29年度中に収集し、整理する。その結果に基づき、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正するなどの必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に周知する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

166

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助法における民間賃貸住宅借上(みなし)の契約手続事務等の簡素化

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

大規模災害発生における民間賃貸住宅借上(みなし)契約及び生活必需品の支給について、現物給付を原則としつつも金銭支給や引換券の支給を選択できるようにしていただきたい。

具体的な支障事例

【提案の経緯】

平成28年熊本地震では、提供した民間賃貸住宅借上(みなし)の入居戸数が、8,099戸であり、この数は、被災者への住宅提供戸数の総数9,376戸の約86%を占めている。

この契約において、通常であれば、入居者と貸主(不動産事業者)の2者間での契約となるが、災害救助法における民間賃貸住宅借上の場合、入居者は被災者、借主は市となり、貸主(不動産業者)、借主(市長)、入居者(被災者)の3者の意思表示(印鑑)が必要となることから、契約事務が非常に煩雑となり、多くの労力を要した。また、貸主(不動産業者)が通常使用している契約書と異なるため、不備も多く、さらに多くの時間を要した。生活必需品の支給についても、被災者の申請をもとに熊本市が量販店に発注し、受注した量販店が被災者の自宅まで配送したことから、3者間で連絡調整をしなければならず、手続が煩雑なものとなった。さらに配送については、配送業界の人手不足に加え、地震による通行止め等の交通規制や、被災者が住家を解体したり転居したりしたことによる配送先の変更等配送トラブルが相次ぎ、結果、予想をはるかに上回る時間を要した。

【現在の制度】

災害救助法における救助は、現物給付の原則がある。

【支障事例】

現在の制度では、金銭支給が認められておらず、民間賃貸住宅借上(みなし)については、貸主(不動産業者)と入居者(被災者)の2者間での契約の後、行政が貸主(不動産業者)に費用を支給するという契約手続を選択することができない。

また、生活必需品の支給についても、金銭支給に限らず、引換券等の金券に関しても支給の手段としては考えにくいとされていることから、例えば、熊本市から被災者に引換券を配布し、被災者はその引換券を持って、量販店(もしくは必需品の集積基地等)で必需品と交換し、その費用を量販店が熊本市に請求するといった手段をとることができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

今後、南海トラフ巨大地震等大規模災害発生時、内容によって現物給付か金銭支給を選択できることによって、民間賃貸住宅借上(みなし)の事務手続を大幅に簡素化することができ、被災者への迅速な支援につながる。また、生活必需品の支給についても、引換券等の配布が可能となれば、やりとりが2者間になることにより連絡調整が簡略化されるとともに、被災者自ら赴いて必需品を受け取ることにより配送トラブルが回避され、被災者にとって必要な必需品を早く支給することができる。

根拠法令等

災害救助法における現物給付の原則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、仙台市、ひたちなか市、上越市、多治見市、亀岡市、北九州市、田川市、熊本県

○本県においても、次のとおり支障事例がある。現在の制度では、金銭支給が認められておらず、借上型仮設住宅については、貸主（不動産業者）と入居者（被災者）の2者間での契約後、行政が貸主に費用を支給するという契約手続を選択できない。また、市においては、生活必需品の支給について、被災者の申請をもとに熊本市が量販店に発注し、受注した量販店が被災者の自宅まで配送したことから、3者間で連絡調整をしなければならず、手続が煩雑なものとなった。

○提案の効果で示してあるとおり、現物支給の例外が認められることで被災者への支援が迅速に行われるので、制度の改正を望む。

○大規模災害時の混乱状況を考えると、引換券により対応を行うことが被災者支援・事務軽減につながるものとする。

○災害救助法は応急的な救助を定めたものであり、現物給付が原則となっている。しかしながら、災害時に迅速、的確な救助を行うためには、金銭給付等も選択可能とできるよう検討する必要がある。

各府省からの第1次回答

・現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物資や食事等が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。これは、災害時には生活に必要な物資が乏しく、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物資の購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給与すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らなければならないような社会的混乱があるとは考えにくいことを基本的な考え方としている。

・有識者会議においても、現物給付については、「事務負担が大きい」等の課題と「被災者との繋がりが続く」等の利点が、現金給付については「他用途への使用の懸念」、「自力で住宅が確保できない被災者を別途把握し支援する必要がある」等の課題と、「被災自治体職員の事務軽減」等の利点があるとされている。

・災害救助法に基づく生活必需品の給与については、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものであり、災害により喪失した物の損害を補償したり、被災に対する見舞品というような性格のものではない。また、寄贈を受けたり別に保管した物があったり、住家に被害を受けても被服等に被害を受けていない場合は実施の必要はないとされている。熊本市の生活必需品給与における支障事例は、応急仮設住宅への入居時期を大幅に超えて、広く被災者から申請を受けて実施したことから生じた混乱であると思料する。

・借上型応急仮設住宅の供与における現金給付については、有識者会議の中間とりまとめにおいて、「今後の検討課題」とされており、東日本大震災での提供も継続中であることから、その終息状況や熊本地震の状況も踏まえ、検討を行ってまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

・現行の災害救助法における「現物給付の原則」は理解している。そのうえで、今回の提案は、被災者に迅速かつ適切な救助を行うための手段に柔軟性を求めるものである。

・有識者会議では、現金給付の課題として「他用途への使用の懸念」があげられているが、今回の提案事項は、引換券の配付であり、現金給付は行わないため、他用途に使用されることはない。また、「自力で住宅が確保できない被災者を別途把握し支援する必要性」については、被災者の把握は、基本的に被災者からの申請及び罹災証明書の判定に基づいて行っているため、別途把握する必要はないと考える。

・また、御指摘のあった本市の支障事例は、被害が広範囲かつ甚大であったために、多くの申請があったこと、通行止めや再配送といった配送トラブルが多発したことが要因であり、それは現物支給に限定された本制度が、被災地の現状に対応できていないためであると思料する。限られた人員で適切な時期に支給するために、引換券を利用した支給手段の効率化が必要である。

・借上型応急仮設住宅の供与については、東日本大震災発生時から、繰り返し被災自治体の多大な負担となっている事実を考慮して、前向きに御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

各府省からの第2次回答

・現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、確実に物資や食事等が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。これは、災害時には生活に必要な物資が欠乏し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物資の購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給与すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らなければならないような社会的混乱があるとは考えにくいことを基本的な考え方としている。

・現物給付の問題については、有識者会議である「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」で検討され、その中間とりまとめ（平成26年8月）においても、現物給付については、「事務負担が大きい」等の課題と「被災者との繋がりが続く」等の利点があり、現金給付については「他用途への使用の懸念」、「自力で住宅が確保できない被災者を別途把握し支援する必要がある」等の課題と、「被災自治体職員の事務軽減」等の利点があるとされている。

・災害救助法に基づく生活必需品の給与については、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものであり、住家に被害を受けても被服等に被害を受けていない場合は実施の必要はないとされている。御提案の生活必需品の引換券については、第三者へ譲渡してしまう可能性の問題、量販店まで自力で取りに行けない要配慮者への対応等の課題があり、現行制度を維持することが適当と考えている。

・借上型応急仮設住宅の供与において、契約事務等の手続きが煩雑との御指摘があることは承知しているが、熊本地震においては、被災者自ら物件を探し地方自治体へ応急仮設住宅として申請する方式や、国等の職員の派遣などの工夫により、現物給付の課題の改善に、一定の成果を挙げたものと考えている。

・しかしながら、提案団体の意向も踏まえ、借上型応急仮設住宅の契約手続については、契約書の様式などを関係団体に対して周知するといった所要の措置を講じてまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【内閣府】

(2) 災害救助法(昭22法118)

借上型応急仮設住宅の供与については、契約手続が円滑に行われるよう、契約書の様式等を、関係団体等に平成30年度中に周知する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

299

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう見直し

提案団体

岩泉町

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

災害援護資金は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が被災者に貸し付けるもので、市町村は債権管理等の運営事務費に見合うものとして貸付利率(年3%)を被災者より徴収しているところ。

この貸付利率(年3%)については、法律で定められており、昨今の市中金利と比較して高いのではないかと考えられ、被災者のニーズに対応できないため、市町村が貸付利率を条例で引き下げることが可能となるように制度改正をお願いしたい。

具体的な支障事例

岩泉町においては、東日本大震災では12名の被災者が災害援護資金の貸付を受けているが、平成28年台風第10号では3人の貸付にとどまっている状況にある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

災害により被害を受けた被災者に対して、地域の実情に応じた貸付利率により災害援護資金貸付金の貸付を行うことが可能となり、被災者の生活の立て直しに資する。

根拠法令等

災害弔慰金の支給等に関する法律第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、岩手県、酒田市、常総市、川崎市、多治見市、豊田市、大阪府、北九州市

○本市においても平成12年の東海豪雨の際に同様の状況で貸付制度が活用されなかった。

各府省からの第1次回答

・災害援護資金の貸付については、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付を行っているところである。

・また、災害援護資金の貸付利率については、同法第10条第4項「災害援護資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。」とされているところであり、利息については、市町村の運営事務費等に見合うものとして、市町村の収入となるものである。

・しかしながら、自然災害による被災世帯の生活の立直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利率の引き下げ等の検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能となるよう、引き続きご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

災害援護資金の貸付利率については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、見直しに当たっては、団体間による利率の差異等について、合理的な説明が行えるよう必要な措置を講じるとともに、既貸付団体に混乱が生じないような措置も併せて講じられたい。

【全国町村会】

提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)からは、自然災害による被災世帯の生活の立直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利率の引き下げに向けた検討を進めていく趣旨の発言があったところである。

○今後、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に向けて、内閣法制局と調整を行った上で、当該調整結果について、第2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

・災害援護資金の貸付けについては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。

・また、災害援護資金の貸付利率については、同法第10条第4項「災害援護資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。」とされているところであり、利息については、市町村の運営事務費等に見合うものとして、市町村の収入となるものである。

・しかしながら、自然災害による被災世帯の生活の立直しを目的としている制度の趣旨等を踏まえ、貸付けに係る利率の引き下げ等の検討を引き続き進めてまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【内閣府】

(14)災害弔慰金の支給等に関する法律(昭48法82)

災害援護資金の貸付利率については、条例により市町村(特別区を含む。)の判断で設定できるようにすることとし、その旨を地方公共団体に周知する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

59

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金の認定スケジュール及び申請手続等の見直し・簡素化

提案団体

岡山市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

- 新規申請、継続申請を問わず、年度当初から執行が可能となるよう、認定スケジュールを改めること。
- 継続事業について、実施計画中の経費の内訳の部分的な増減があるものの、新年度の総事業費が採択時の総事業費と比較して、増減なし又は、2割以内の減額など軽微な修正は、「(実施)計画の変更を伴わない継続事業」として取扱うこと。(新規事業の追加を除く)
- 申請に係る取扱い、Q&A等は、可能な限り早期に通知すること。また、具体的な申請・認定スケジュールは早期に示すとともに、申請様式の送付も速やかに行うこと。

具体的な支障事例

- 29年度事業を対象とする新規申請及び継続事業のうち、事業内容の変更を伴う場合の交付決定は、5月末頃の予定である。その結果、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。
特に、継続事業については、①実施計画の変更を伴わない部分と②実施計画の変更を伴う部分に分類され、それぞれ別に申請を行い、交付決定が行われることから、地方にとって事務の負担が極めて大きい。
- また、実施計画の経費の内訳が1つでも増額となる場合は、総事業費に変更がなくても、『事業費が増額する場合』と判定され、当該経費に係る事業については、年度当初から事業着手できないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができない。
- 国から具体的な申請スケジュール及び申請様式が示されない中、旧年度の様式で29年度事業に係る実施計画を作成することを余儀なくされた。3月上旬になって、ようやく国から申請スケジュール、様式等について通知があったが、事前相談の受付期限まで実質4日、正式提出期限まで2週間しか期間がなかった上、その間、申請様式の修正もあり、資料作成のやり直しの事務作業は、大きな負担となった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- 事業の一体的、計画的・継続的な事業執行が可能となる。
- 今後も、毎年新規事業が増えるのに従って、変更申請件数の増加が確実視される中、軽微な事業費の変更に伴う申請・認定手続が不要となり、国・地方の双方の事務の簡素化及び事務作業の大幅な縮減が図られる。
- 計画策定段階(特に終盤)での事務の手戻りや計画の見直しに係る事務負担が解消され、計画的に申請準備が行える。

根拠法令等

地域再生法第5条、13条、
同法施行令第9条、
同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条、

地域再生計画認定申請マニュアル
地方創生推進交付金の取扱い
地方創生推進交付金に関する Q&A

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、福島県、郡山市、ひたちなか市、群馬県、八王子市、三鷹市、神奈川県、川崎市、新潟県、新潟市、三条市、富山市、長野県、静岡県、富士市、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、小牧市、滋賀県、京都市、城陽市、大阪府、松原市、広島県、山口県、高松市、愛媛県、福岡県、熊本市、宮崎県、宮崎市、延岡市、鹿児島県、鹿児島市

○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。

○新規分及び変更を伴う継続分については、交付決定日が5月31日だったため、事業を年度当初から着手するにあたり、対象事業費の約3割が交付金を活用できず、県費対応で着手することとなった

○本県においても、6つの継続事業のうち、「特区等を活用した産学官連携モノづくり高度化事業」始め5つの事業について、総事業費が2割以内の減額となる経費の部分的な増減を行ったが、それらが「変更を伴う継続事業」として扱われたことから、5月末の交付決定まで事業に着手できず（「変更を伴わない継続事業」は4月1日交付決定）、当初計画した年間スケジュールに基づいた事業実施が困難となり、効果的な事業の実施に支障が生じた。

また、次年度の事業申請に関する詳細が申請期限近くまで示されていないため、県の予算検討時期において、どのような事業が申請できるかが不明であり、計画的な事業設計が困難であった。

○軽微な変更があるために継続事業として申請できないケースは今後増加していくと推測されるので、取り扱いを弾力化し、手続きが容易な継続事業として申請できる環境を整備すべき。

○地方創生推進交付金の事業内容の変更を伴う場合の交付決定が5月31日で、交付決定前の事業着手が認められないことから、事業の実施が短期間に限定されるため、実施が不可能となる事業がある。

また、複数年で契約している事業については、①実施計画の変更を伴わないものとして4月1日の交付決定が必須であり、実質的に事業の変更を行うことができない。

地方創生推進交付金の継続事業に伴う事務手続きで、①実施計画の変更を伴わないもの②実施計画の変更を伴うもので、申請手続きが別になり、県を通じての事務手続き期間が非常に短いため、事務負担が大きい。

地方創生推進交付金の申請様式の修正が作成後に度々あり、資料を作り直す作業に負担を感じる。

○現在の申請スケジュールでは、継続事業のうち、事業内容に変更を伴う部分についての交付決定が年度途中となり、年度の途中からの執行となるため、変更を伴わない部分との一体的な事業執行が出来ない。

○会計年度の制限のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのために3月の予算案議決後直ちに公募手続等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が3月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は県費対応せざるを得ない状況となっている。

各府省からの第1次回答

・実施計画の変更の有無にかかわらず、申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。

・地方創生推進交付金の運用に当たっては、平成29年度においても交付上限額の引き上げ、ハード事業割合の緩和など、地域の実情を踏まえた弾力化を行ったところであり、今後とも運用の改善に努めてまいりたい。

・事務連絡等については、早期の通知に努めてまいりたい。なお、平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡においてお示しているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○平成30年度地方創生推進交付金については、新規申請・変更申請ともに平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付けるとの事務連絡が通知されている。これにより年度当初からの事業着手が可能となることから、実現を強く希望する。

○回答に「事務連絡等については、早期の通知に努めてまいりたい」とあるが、地方創生推進交付金第2回申請（平成29年7月7日付け事務連絡、8月31日実施計画提出期限）については、募集があること自体は想定

はしていたものの、前年度の推進交付金第2回申請(平成28年7月6日付け事務連絡、9月30日実施計画提出期限)と比較すると、事務連絡による通知が同時期であるにもかかわらず、実施計画の提出期限が1カ月前倒しされたところ。

募集を実施することについての事前アナウンスが無い中で、短い期限の募集が行われており、地方が事業設計に十分な期間がとれない等、申請事務に支障が生じている。引き続き、事務連絡等の早期通知を強く希望する。

なお、地方創生推進交付金(拠点整備)第3回の募集(平成29年7月18日付け通知、8月31日提出期限)については、全く募集があること自体想定していなかった。

○また、継続事業に係る変更申請事務の運用については、多くの自治体が事務負担を感じており、弾力化による負担軽減を強く希望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。

【広島県】

・来年度は前年度より2ヶ月前倒した交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒し、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。

・総事業費の枠内で経費の内訳を変更する等の軽微な変更について、地方公共団体の負担が軽減されるよう、手続の簡素化について検討していただきたい。

【福岡県】

平成29年度第2回推進交付金の内示が出る10月中旬頃に、次回申請用として平成30年度分の実施計画様式等を示していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

・第1次回答のとおり、新規事業について、また、継続事業については実施計画の変更の有無にかかわらず、平成30年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。

・審査に必要な実施計画書の提出時期については、最低限必要な審査期間や交付決定手続期間等を確保した上で、自治体からの要望をふまえて年度当初からの事業着手が可能となるよう設定しており、平成30年度地方創生推進交付金においては、平成30年1月上旬に受け付ける旨事務連絡でお知らせしているところ。引き続き自治体が利用しやすい制度となるよう、要望を踏まえた運用の改善を検討してまいりたい。

・本年度はまち・ひと・しごと創生総合戦略の中間見直し年にあたり、12月の閣議決定に向けて見直しを行う予定。実施計画書様式については、見直しの議論を踏まえた交付金制度の概要が固まり次第、速やかに通知したい。ただし、様式の大幅な変更はないものと想定されるので、現行様式で検討を進めていただきたい。

・申請を検討している自治体が利用しやすい制度となるよう、申請スケジュール等の事務連絡については、引き続き早期の通知に努めてまいりたい。

・軽微な変更については、その定義も含めて今後検討してまいりたい。なお、変更手続きに係る自治体負担軽減の観点から、変更申請に係る実施計画書について、現行は変更の有無にかかわらず全ての項目への記載をお願いしているところではあるが、変更点のみ記載するよう運用の変更を検討しているところ。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

6【内閣府】

(22)地方創生推進交付金

地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。

(i)新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。

(ii) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。

(iii) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

74

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金活用事業について、4月1日からの事業着手が可能となる作業体制の構築

提案団体

愛媛県

【共同提案】

広島県、松山市、八幡浜市、愛南町

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方創生推進交付金について、地方の創意工夫が生かされるよう、以下の措置を求める。

- ・4月1日からの事業着手が可能となるよう交付決定を前倒しする。
- ・申請様式を早期に示したうえで、国と地方公共団体間での相談機会や説明の機会を十分に設ける。

具体的な支障事例

- ・地方創生推進交付金の対象事業について、新規事業や増額変更を伴う継続事業は、交付決定が5月下旬であることが原因で年度当初から事業実施ができない。
- ・特に、プロフェッショナル人材戦略拠点事業については、実質的には継続事業であるにもかかわらず、4月1日の交付決定が認められなかったため、交付決定前の財源について県費対応せざるを得ない状況となった。
- ・申請様式が地方公共団体に示されたのが事前相談期限の数日前であり、庁内での検討に必要な時間が確保できなかったことや開催する予定とされていたブロック別個別相談会が実施されなかったことから、地方の考えや熱意を国に十分に伝えることができなかった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・地方の声をしっかりと聴き、制度の改善や事務負担の軽減を図るとともに、国における採択作業等を前倒しすることで、年度当初からの事業着手が可能となり、ロスタイムなく地方創生に取り組むことができる。

根拠法令等

地方創生推進交付金に関する Q&A

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、福島県、郡山市、茨城県、ひたちなか市、群馬県、埼玉県、八王子市、神奈川県、新潟県、新潟市、三条市、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、富士市、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、滋賀県、城陽市、大阪府、島根県、山口県、高松市、福岡県、五島市、熊本市、宮崎県、延岡市、鹿児島県、鹿児島市

○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分

割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。

○本県においても、平成 29 年度継続事業に係る変更申請について、5 月末の交付決定まで増額分等の事業着手が認められず、4 月当初から着手する必要のある事業については、一般財源で対応せざるを得なくなり、執行手続きも大変複雑になっているため、同様の措置を講じられたい。

○【支障事例】

・新規分及び変更を伴う継続分については、交付決定日が 5 月 31 日だったため、事業を年度当初から着手するにあたり、対象事業費の約 3 割が交付金を活用できず、県費対応で着手することとなった

・特に、プロフェッショナル人材事業については、年度当初から着手するにあたり、対象事業費の約 9 割が交付金を活用できず、県費対応で着手することとなった

○平成 28 年度については、交付決定が 8 月下旬であったため、その間事業を実施することが出来なかった。平成 29 年度については、事業内容及び事業費の軽微な変更についても認定手続きが必要となり、交付決定が 5 月下旬となったことから、委託を分割するなど事業実施にあたって負担が生じた。また、手続き面では事業内容の変更の有無それぞれに対応する必要があったほか、スケジュール及び様式等についても示されるのが遅く、短期間での準備を余儀なくされるなど、事務作業の面において負担となった。

○29 年度地方創生推進交付金の新規事業について、事業着手が 5 月末以降であったことから、年度当初から実施せざる得ない事業については、交付金を想定して当初予算に計上した事業であっても、取り組みそのものを、交付金対象事業から外すこととなった。

○平成 29 年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が 5 月から 6 月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。

・また、年度当初から実施せざる得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前後で契約を分割するなど、本来不要で変則的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。

各府省からの第 1 次回答

・申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。
・事前相談やサテライトオフィスにおけるアウトリーチ支援等、国と地方公共団体の相談機会の創出に努めてまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案趣旨に沿った対応を検討していただき、確実に実行していただけるようお願いしたい。
また、30 年度以降のプロフェッショナル人材戦略拠点事業については、継続事業として取り扱い、4 月 1 日付の交付決定をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

平成 30 年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成 29 年度第 2 回募集の事務連絡において平成 30 年 1 月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成 30 年度当初予算案がほぼ確定する平成 30 年 1 月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。

【福岡県】

平成 29 年度第 2 回推進交付金の内示が出る 10 月中旬頃に、次回申請用として平成 30 年度分の実施計画様式等を示していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

・平成 30 年度地方創生推進交付金については、実施計画の変更の有無にかかわらず、年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。

6【内閣府】

(22) 地方創生推進交付金

地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。

(i) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。

(ii) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。

(iii) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

144

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金の手続に係る規制緩和

提案団体

岩手県、秋田県、奥州市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

- 事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を弾力化する。
- 内示時期を可能な限り早めるとともに、内示後の事業着手を認める。

具体的な支障事例

承認された事業計画から変更のある事業について、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等、事業計画の変更が必要な場合は、5月下旬の交付決定後の事業着手となり、年度当初から事業を実施する際は、別途予算を措置する必要があり、事業推進上の支障となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

交付金事業の効率化及び早期事業着手ができる。

根拠法令等

地域再生法第13条
同法施行令第9条
地方創生推進交付金に関するQ&A

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、鹿角市、福島県、郡山市、茨城県、ひたちなか市、群馬県、八王子市、神奈川県、新潟県、三条市、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、富士市、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、滋賀県、城陽市、島根県、広島県、山口県、高松市、愛媛県、五島市、熊本市、宮崎県、鹿児島県、鹿児島市

- 新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。
- ・経費内訳の差し替えを行った場合、年度当初から事業実施しなければならない事業については、仮に採択されたとしても交付金を活用できない。
- 本県においても、6つの継続事業のうち、「特区等を活用した産学官連携モノづくり高度化事業」始め5つの事業について、総事業費が2割以内の減額となる経費の部分的な増減を行ったが、それらが「変更を伴う継続事業」として扱われたことから、5月末の交付決定まで事業に着手できず（「変更を伴わない継続事業」は4月1日交付決定）、当初計画した年間スケジュールに基づいた事業実施が困難となり、効果的な事業の実施に支障が生じた。

○事業計画が3ヶ年、5ヶ年の計画であり、事業を実施していくなかで事業費の変動は起こりうる。そのような実態のなか、実施計画の経費の内訳が1つでも増額となる場合は、総事業費に変更がなくても、『事業費が増額する場合』と判定され、当該経費に係る事業については、年度当初から事業着手できないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができない。

○現在の申請スケジュールでは、継続事業のうち、事業内容に変更を伴う部分についての交付決定が年度途中となり、年度の途中からの執行となるため、変更を伴わない部分との一体的な事業執行が出来ない。

○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。

・また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前後で契約を分割するなど、本来不要で変則的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。

各府省からの第1次回答

・地方創生推進交付金の運用に当たっては、平成29年度においても交付上限額の引き上げ、ハード事業割合の緩和など、地域の実情を踏まえた弾力化を行ったところであり、今後とも運用の改善に努めてまいりたい。

・実施計画の変更の有無にかかわらず、申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。

・地方創生推進交付金を活用して実施する事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適切に執行されなければならない。このため、推進交付金の交付を受けて実施する事業は、原則として、地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定がなされた日(以下、「認定・交付決定日」という。)以降より事業着手することが可能であり、認定・交付決定日より前から事業着手することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○現状では、交付決定後でなければ、事業着手が認められていないことから、申請の受付時期を早めるだけでは支障事例の解消にはつながらず、申請から交付決定までの一連の手続きを全体的に早める旨を明確に回答されたい。

○認定・交付決定日より前に事業着手することについて、地方創生推進交付金交付要綱第5条の2の規定において、あらかじめ大臣の承認を受けて事業着手できるとされていることから、承認基準を示すなど、当該承認制度を積極的に適用し、財政面で地方の負担が増加しないよう改めて検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。

【神奈川県】

回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めていただきたい。

さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3カ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され(第5条の2)、事前の大臣承認を受けて事前着手することができるとされたが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。

【広島県】

・総事業費の枠内で経費の内訳を変更する等の軽微な変更について、地方公共団体の負担が軽減されるよう、手続の簡素化について検討していただきたい。

・来年度は前年度より2ヶ月前倒した交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒し、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

- ・第1次回答のとおり、実施計画の変更の有無にかかわらず、平成30年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。
- ・審査に必要な実施計画書の提出時期については、最低限必要な審査期間や交付決定手続期間等を確保した上で、自治体からの要望をふまえて年度当初からの事業着手が可能となるよう設定しており、平成30年度地方創生推進交付金においては、平成30年1月上旬に受け付ける旨事務連絡でお知らせしているところ。引き続き自治体が利用しやすい制度となるよう、要望を踏まえた運用の改善を検討してまいりたい。
- ・地方創生推進交付金を活用して実施する事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「補助金等適正化法」という。）に基づいて適切に執行される必要があり、原則として地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定日以降より事業着手することとなっている。
- ・地方創生推進交付金交付要綱第5条の2についても、補助金等適正化法に基づいて運用していくこととなっており、災害復旧工事等、緊急を要する事業で公益上真にやむを得ないと認められる場合に適用することを想定しているところ。
- ・軽微な変更については、その定義も含めて今後検討してまいりたい。また、変更手続きに係る自治体負担軽減の観点から、変更申請に係る実施計画書について、現行は変更の有無にかかわらず全ての項目への記載をお願いしているところではあるが、変更点のみ記載するよう運用の変更を検討しているところ。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【内閣府】

(22) 地方創生推進交付金

地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。

- (i) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。
- (ii) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。
- (iii) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

172

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

雇用・労働

提案事項(事項名)

プロフェッショナル人材事業の財源(地方創生推進交付金)の早期交付決定

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

プロフェッショナル人材事業について、年度当初から切れ目ない事業の実施ができるよう、財源に充てられる地方創生推進交付金の交付決定を早めること。

具体的な支障事例

【支障事例】

平成27年度の開始時は国から都道府県への委託事業であった。その後、平成28年度は地方創生加速化交付金(補助率10/10)、平成29年度は地方創生推進交付金(補助率1/2)を使った道府県主体の補助事業となった。地方創生推進交付金については、新規事業及び事業計画の変更を伴う継続事業の場合、交付決定が5月下旬であり、前年度からの事業実施に切れ目が生じる。

事業継続のために、交付決定前の財源について県費対応が必要となり、また、事業受託者との契約を複数回締結することになる。その分、受託者にも事務負担を強いることとなる。

【制度改正の必要性】

「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、地方への人材還流を推進するために、プロフェッショナル人材事業が位置付けられている。

プロフェッショナル人材事業は、道府県が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置して、各地域内の中小企業の高度人材ニーズを把握し、プロ人材とのマッチング支援等を行う事業である。埼玉県では、地域の中小企業に「攻めの経営」の意欲を喚起し、新たな事業展開を担う高度な「プロフェッショナル人材」を活用した経営革新の実現を促し、地域経済をけん引する中小企業への成長を支援している。そのためには、事業が年度当初から切れ目なく、かつ、安定して実施できることが不可欠である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業計画の変更を伴う継続事業の場合も含めて年度当初から切れ目ない事業の実施ができるよう、本事業の財源である地方創生推進交付金が早期に交付決定されることで、事業の年間スケジュールが立てやすくなるとともに、事業内容の充実が図られる。

根拠法令等

地方創生推進交付金制度要綱 第9 2

プロフェッショナル人材戦略拠点事業に係る事務連絡(平成 29 年2月9日内閣府)

地方創生推進交付金等の採択事業の事業着手について(内閣府)

地方創生推進交付金の交付対象事業の決定について(平成 29 年4月 28 日内閣府)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、秋田県、福島県、群馬県、千葉県、神奈川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、富士市、愛知県、豊橋市、滋賀県、大阪府、鳥取県、島根県、広島県、山口県、愛媛県、熊本市、宮崎県、鹿児島県

○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。また、交付決定前の事業費については、交付金を活用できない。

○平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末頃とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。

○本県においても、5月末の交付決定であったが、当事業については、5月1日からの事前着手が認められた。しかし、年度当初から切れ目のない事業実施には県の単独財源が必要であったため、当初計画した年間スケジュールに基づいた事業実施が困難となり、効果的な事業の実施に支障が生じた。

○平成29年度の新規事業及び前年度からの継続事業のうち事業内容の変更を伴うものについては、5月末の交付決定となり、基本的に事前着手が認められていないことから、当団体においても、当初予算により措置した事業に2ヶ月間着手できない状況となったところ。

実施期間の短縮に伴う、進め方の見直しが必要となるほか、特に、プロフェッショナル人材事業については、平成27年度に設置した拠点の運営を継続するため、交付決定までの間が当団体単独での負担となるなど、計画的な事業執行に支障が生じている。

○平成27年度から全国的に取り組んでいる本事業において、交付決定が遅れ、国費を使用できない間も、中小企業への支援を切れ目なく継続して行うためには、交付決定前の財源について県費対応が必要となり、また、マネージャー等嘱託職員の雇用契約を複数回締結する等、雇用契約上、不安定な身分に置かれることになる。

このため、交付決定を毎年4月1日までに言い、切れ目なく事業の実施ができるように制度改正する必要がある。

○会計年度の制限のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのために3月の予算案議決後直ちに公募手続等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が3月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は県費対応せざるを得ない状況となっている。

各府省からの第1次回答

・申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

プロフェッショナル人材の活用については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、地方創生の展開を図る施策として位置付けられている。

また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」で、プロフェッショナル人材戦略拠点等の国におけるKPIを「2020年までに相談件数5万件」と設定している。

本事業の継続的な執行に支障を生じさせないよう、早期に交付決定を行うとともに、計画的な執行が可能となるよう、切れ目のない中・長期的なスケジュールを明示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。

【広島県】

・来年度は前年度より2ヶ月前倒した交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒し、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

- ・第1次回答のとおり、平成30年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。
- ・申請を検討している自治体が利用しやすい制度となるよう、申請スケジュール等の事務連絡については、引き続き早期の通知に努めてまいりたい。
- ・今後とも、熱意をもって地方創生に取り組む地方公共団体の継続的かつ主体的な取組を支援するため、必要な財源の確保に努めてまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【内閣府】

(22) 地方創生推進交付金

地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。

- (i) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。
- (ii) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。
- (iii) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

188

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金における事業計画変更要件緩和と交付スケジュール迅速化

提案団体

矢巾町

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

〈地方創生推進交付金〉

- 事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を弾力化する
- 内示時期を可能な限り早めるとともに、内示後の事業着手を認める
- 計画認定・交付決定などに関して、内示後できるだけ速やかに次回以降の申請スケジュールを示す

具体的な支障事例

交付決定前の事業着手は原則として認められていない(公益上真にやむを得ない場合に限られ、その場合であっても、事業着手に先立ち、内閣府との協議を要する)。

このため、平成28年度に承認された事業計画から変更のある事業及び平成29年度新規事業は、5月下旬の交付決定後の事業着手となる。

また、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額の場合、事業計画の変更を要することから、初年度に調査を行い次年度以降実際の事業に取り組む等の事業計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、来年度以降の国の交付金予算の変動によって事業計画を変更した場合など、そのたびに事業計画変更の認定を申請する必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事業の計画的な執行と、事務作業の効率化が図られる。

〈地方創生推進交付金関係〉

- ・交付金を利用した事業の着手時期を早めることができる。
- ・次年度以降の年間の事業計画策定や変更の準備などを計画的に実施できる。

根拠法令等

地域再生法第5条、第7条、第13条

同法施行令第9条

同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条

地域再生計画認定申請マニュアル

地方創生推進交付金に関するQ&A

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、福島県、ひたちなか市、群馬県、八王子市、神奈川県、三条市、長野県、静

岡山県、富士市、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、滋賀県、城陽市、広島県、山口県、高松市、愛媛県、五島市、熊本市、宮崎県、宮崎市、鹿児島県、鹿児島市

○・新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。

・経費内訳の差し替えを行った場合、年度当初から事業実施しなければならない事業については、仮に採択されたとしても交付金を活用できない。

○【支障事例】

平成 29 年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が 5 月末頃とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。

○承認された事業計画から変更のある事業について、各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等、事業計画の変更が必要な場合は、5月下旬の交付決定後の事業着手となり、年度当初から事業を実施する際は、別途予算を措置する必要がある、事業推進上の支障となっている。

事業計画変更を求める範囲(各年度の対象事業費の増額、または、2割を超える減額等)を弾力化するとともに、内示時期を可能な限り早め、内示後の事業着手を認めるなど、地方創生に取り組む自治体の負担軽減及び効率的な事業実施に配慮すること。

○新規事業や事業内容の変更を伴う継続事業の交付決定は5月末となっているため、年度当初からの事業着手がでないなど、事業の空白期間が生じ、一体的かつ計画的・継続的な事業執行ができなくなっている。

年度当初から事業着手ができるよう、スケジュールの見直しや、内示後に事業着手できるようにするなど制度を改善すること。

○平成 29 年度の第 2 回以降の交付金申請スケジュールが示されておらず、事業を計画的に準備・実施する事が出来ない。

○会計年度の制限のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのために3月の予算案議決後直ちに公募手続等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が3月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は県費対応せざるを得ない状況となっている。

○・平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。

・また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前後で契約を分割するなど、本来不要で変則的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。

各府省からの第 1 次回答

・地方創生推進交付金の運用に当たっては、平成 29 年度においても交付上限額の引き上げ、ハード事業割合の緩和など、地域の実情を踏まえた弾力化を行ったところであり、今後とも運用の改善に努めてまいりたい。

・実施計画の変更の有無にかかわらず、申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。

・地方創生推進交付金を活用して実施する事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適切に執行されなければならない。このため、推進交付金の交付を受けて実施する事業は、原則として、地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定がなされた日(以下、「認定・交付決定日」という。)以降より事業着手することが可能であり、認定・交付決定日より前から事業着手することはできない。

・事務連絡等については、早期の通知に努めてまいりたい。なお、平成 30 年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成 29 年度第 2 回募集の事務連絡においてお示しているところ。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

意見なし

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

平成 30 年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成 29 年度第 2 回募集の事務連絡において平

成 30 年 1 月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成 30 年度当初予算案がほぼ確定する平成 30 年 1 月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。

【神奈川県】

回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めていただきたい。

さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで 3 カ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成 29 年 6 月 27 日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され(第 5 条の 2)、事前の大臣承認を受けて事前着手することができるが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。

【広島県】

・総事業費の枠内で経費の内訳を変更する等の軽微な変更について、地方公共団体の負担が軽減されるよう、手続の簡素化について検討していただきたい。

・来年度は前年度より 2ヶ月前倒した交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も 2ヶ月前倒し、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

—

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

—

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

189

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金及び地域再生計画認定手続の改善

提案団体

洋野町

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

〈地域再生計画〉

○地方創生推進交付金の実施計画採択後に地域再生計画の認定申請を受け付ける。

〈地方創生推進交付金〉

○実施計画不採択団体へのフォロー(不採択理由の詳細な説明など)を行う。

〈制度全体〉

○計画認定・交付決定などに関して、内示後できるだけ速やかに次回以降の申請スケジュールを示す

具体的な支障事例

地方創生推進交付金のみを活用する場合の地域再生計画について、認定申請手続を進めていたが、先に提出していた同交付金の実施計画が不採択になったことに伴い、地域再生計画の認定申請を取り下げることとなった。結果的に不要な事務手続を、短期間で処理する必要が生じた。

地方創生推進交付金の実施計画について、事前相談を行わずに申請を行い、不採択となった団体に対するフォローが無く、また、次回以降の申請スケジュールが示されないため、地方創生事業の方向性が定まらず、取り組みに支障をきたしている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務の効率化を図り、効果的な事業の推進が図られる。

〈地域再生計画関係〉

・地域再生計画の事務手続の効率化。

〈地方創生推進交付金関係〉

・地方自治体における地方創生事業の推進。地方創生推進交付金の積極的活用が図られる。

〈制度全体〉

・国の事務体制を拡充し、スピード感のある事業の推進と、地方公共団体における次の事業計画策定準備などを計画的に実施できる。

根拠法令等

地域再生法第5条、第7条、第13条

同法施行令第9条

同法施行規則第1条、第2条、第10条、第11条

地域再生計画認定申請マニュアル

地方創生推進交付金に関するQ&A

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、秋田県、群馬県、ひたちなか市、神奈川県、三条市、静岡県、富士市、愛知県、名古屋市、豊橋市、滋賀県、兵庫県、広島県、山口県、高松市、愛媛県、宮崎県、延岡市、鹿児島県

○不採択となった事業について、不採択理由が示されなかったため、本県市町村において再申請に向けて実施計画の見直しに支障が生じた。

○【支障事例】

・当県においては、2事業（計画）の不採択があったが、具体的な不採択理由が示されないため、再申請に向けた事業内容の見直しに苦慮している。

・次回（2次分）以降のスケジュールが示されないため、9月補正予算等の予算編成スケジュールとの調整ができない。

○明確な採択基準や不採択となった理由が示されないこと、次回（新年度含む）の申請ルールや様式の提示から、申請手続きの期限までの日程に余裕がないことから、事業内容の十分な検討・精査が難しくなっている。

○不採択となった団体には、不採択理由の詳細な説明をするとともに、速やかに次回以降のスケジュールを示すことで、事務の効率化と、効果的な事業の推進が図られる。

また、事前相談から申請までに十分な期間を設けることで、不採択団体自体を減らすことができる。

各府省からの第1次回答

<地域再生計画>

地方創生推進交付金に係る地域再生計画の認定申請については、採択事業公表（内示）後の交付申請のち、速やかに交付決定できるよう、交付金実施計画と同時期に申請を受け付け、並行して審査を行っているところである。

その際、地域再生計画については、地域再生計画と交付金実施計画の記載フォーマットの作成及び記載内容の共通化等の取組により、事務負担の軽減を行っている。また、交付金実施計画が不採択になった場合の地域再生計画の取り下げについても、特段書面による事務手続きを求めている。

なお、全国の地方公共団体からの認定申請の審査には一定の処理期間（法律上は申請を受理した日から三月以内に認定）が必要であるため、採択事業公表後に申請受付を行い審査を開始する場合、現状より認定・交付決定時期が遅れてしまうことが考えられる。

<地方創生推進交付金>

・事前相談やサテライトオフィスにおけるアウトリーチ支援等、国と地方公共団体の相談機会の創出に努め、申請内容の磨き上げを積極的に支援してまいりたい。

<制度全体>

・事務連絡等については、早期の通知に努めてまいりたい。なお、平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡においてお示しているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○同時期の申請受付理由と、短期間での照会に対応するためのご配慮については承知しました。

○今後の支援体制については、より一層の充実をお願いします。

○申請スケジュールについては、今回の第2回募集については、大きな制度改正等を伴うため、昨年度より遅い時期に示されたものと推測しますが、大まかな見通し（昨年度より早いか遅いかなど）だけでも早い段階で情報提供いただくようご配慮いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

- ・引き続き事前相談及びアウトリーチ支援等を積極的に実施し、申請自治体の事業の磨き上げを支援してまいりたい。
- ・申請を検討している自治体が利用しやすい制度となるよう、申請スケジュール等の事務連絡については、引き続き早期の通知に努めてまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【内閣府】

(22)地方創生推進交付金

地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。

- (i)新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。
- (ii)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。
- (iii)事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

246

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生関係交付金の運用の見直し

提案団体

新潟県、茨城県、群馬県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方創生関係交付金の現行交付決定スケジュールでは、継続事業以外は年度当初から事業着手できない。交付決定の前倒しや、交付決定前に事業着手を柔軟に認めるなどし、年度当初から事業着手できるようにすること。
また、理由が明示されないまま事業が採択されない場合があるため、不採択の理由の詳細を明示するよう運用を改善すること。

具体的な支障事例

【制度改正の必要性】

現行の地方創生関係交付金制度は、交付決定スケジュールにより、前年度からの継続事業以外は年度当初からの事業着手ができないことや、申請要件を満たし、必要性が高いと考えるものについても採択されないこと、理由の詳細が明示されないまま採択されない場合があることなど、現行制度・運用のままでは、地方の自主的な取組や創意工夫が制限されてしまう面がある。

【支障事例】

平成 29 年度における新規事業は 5 月 31 日が交付決定となっている。

政府関係機関移転基本方針(H28.3.22 まち・ひと・しごと創生本部決定) I-2(1)による事業を申請したが不採択になっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方の自主的な取組や創意工夫が発揮されることで、地域の実情に応じた取組を主体的に進めることができる。

根拠法令等

地域再生法第 13 条

同法施行令第 9 条

同法施行規則第 10 条

地域再生計画認定申請マニュアル

地方創生推進交付金に関する Q&A

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、郡山市、ひたちなか市、神奈川県、三條市、石川県、金沢市、岐阜県、静岡

県、富士市、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、滋賀県、城陽市、大阪府、島根県、広島県、山口県、高松市、愛媛県、福岡県、五島市、熊本市、宮崎県、鹿児島県

○地方創生推進交付金について、不採択の場合に理由が明示されないため、地方の自主的な取組や創意工夫が制限されてしまう面がある。

- ・地方創生推進交付金において、交付決定まで時間を要するため、事業の実施に支障が出る可能性がある。

○平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末頃とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。

○新規事業及び事業内容に変更のある継続事業については、交付決定後の事業着手となるため、年度当初から実施するためには別事業を予算措置し、委託契約を別々に行うなど事業実施に支障がある状況である。

○基本的な事業内容は変わらず、事業費に変動があることにより変更申請を行う場合などについては、事業の継続性を担保する観点から事前着手について条件の緩和が求められる。

また、事業の(一部)不採択について理由が明示されず、他自治体の同様の事業が採択となるなど、採否の判断に不明瞭さが残る。提案型の交付金であるため難しい部分はあると思うが、ある程度の基準を明確にするなど改善が求められる。

○交付決定前に支出負担行為を行えないことで、民間事業者との契約締結に支障が生じている。年度当初から執行が可能になれば、円滑な事業計画の策定が可能になるので、認定スケジュールを改めるべき。

○評価基準は示されているものの曖昧であり、不採択理由も明示されないため、どのような点が評価されなかったか地方側では分からないことから、再申請にあたり事業内容の見直しができない。このため、これまでの交付金の申請結果を踏まえ、改めて具体的な評価基準を示すべき。

○会計年度の制限のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのために3月の予算案議決後直ちに公募手続等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が3月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は県費対応せざるを得ない状況となっている。

○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。

- ・また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前後で契約を分割するなど、本来不要で変則的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。

各府省からの第1次回答

- ・申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。
- ・なお、地方創生推進交付金を活用して実施する事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適切に執行されなければならない。このため、推進交付金の交付を受けて実施する事業は、原則として、地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定がなされた日(以下、「認定・交付決定日」という。)以降より事業着手することが可能であり、認定・交付決定日より前から事業着手することはできない。
- ・審査結果については、交付要綱・制度要綱による審査基準に基づいて総合的に審査を行った結果であり、不採択となった実施計画については、各種要綱と照らし合わせを行ったうえで、事業の再設計をお願いしたい。その際、事前相談やアウトリーチ支援等の機会を設ける等、政府として支援を行っているため、これを積極的にご活用いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

交付決定のスケジュールにより、前年度からの継続事業以外の新たな取り組みが年度当初から事業着手できず、また、申請要件を満たし、必要性が高いと考えるものについても採択されない場合があるなど、現行制度・運用のままでは、地方の自主的な取組や創意工夫が制限される面があるため、運用の改善を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めていただきたい。

さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3カ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され(第5条の2)、事前の大臣承認を受けて事前着手することができるが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。

【広島県】

・来年度は前年度より2ヶ月前倒した交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒し、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。

【福岡県】

事業再検討の参考とするため、審査結果と併せて、有識者の具体的なコメントや指摘事項など情報提供いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

・第1次回答のとおり、新規事業について、また、継続事業については実施計画の変更の有無にかかわらず、平成30年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。

・不採択となった事業は、公表されている審査基準に基づき総合的に審査を行った結果であり、事前相談等でお問い合わせをいただいた場合には個別にご説明を行っているところ。引き続き事前相談及びアウトリーチ支援等を積極的に実施し、申請自治体の事業の磨き上げを支援してまいりたい。

・地方創生推進交付金の運用に当たっては、平成29年度においても交付上限額の引き上げ、施設整備事業をはじめとしたハード事業割合の緩和など、地域の実情を踏まえた弾力化を行ったところであり、引き続き地方のご意見を踏まえて運用の改善に努めてまいりたい。

・審査に伴う有識者からの具体的なコメント等については、採択結果を通知する際に情報提供させていただいているところ。引き続き、今後の事業検討に有益と思われる内容については、積極的に情報提供していく所存。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）記載内容

6【内閣府】

(22) 地方創生推進交付金

地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。

(i) 新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。

(ii) 地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。

(iii) 事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

287

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金の抜本的な見直し

提案団体

兵庫県、洲本市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、神戸市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

- 1 地方創生加速化交付金で実施していた事業を引き続き地方創生推進交付金で実施する場合や、地方創生推進交付金で実施していた事業の変更申請を行う場合でも事前着手が認められず、事業の継続的な実施が困難となる等の支障があるため、事前着手の制約を排除すること。
- 2 評価基準は示されているものの曖昧であり、不採択理由が明示されないため、どのような点が評価されなかったか地方側では分からないことから、再申請にあたり事業内容の見直しができない。このため、これまでの交付金の申請結果を踏まえ、改めて具体的な評価基準を示すこと。

具体的な支障事例

【現状】

地方創生推進交付金は、地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図るために創設され、地方一般財源が平成30年まで平成27年度水準に据え置かれているなか、地方にとっては貴重な財源となっている。

しかし、対象分野や対象経費の制約が多く、事前着手が原則認められておらず機動性がないこと、採択基準が曖昧であり、申請事業の採択、不採択の見通しが立ちにくいことなど、地方主体の取組の実施が困難になっている。

【1の事例】

プロフェッショナル人材事業は内閣府の後押しもあり、平成27年12月にスタートし、平成28年度は都道府県事業として地方創生加速化交付金により実施した。平成29年度は、内閣府から地方創生推進交付金で実施するよう通知があり、本県でも交付申請を行ったが、継続事業にもかかわらず年度当初の交付決定がなされていない。特例的に5月1日からの着手は認められたが、4月からの1ヶ月間は地方側で予算措置せざるを得ない状況である。

また、洲本市では、神戸市、芦屋市、淡路市とともに「2市1島プロモーション事業」を申請し、平成28年11月に採択された。その後、交付額の範囲内で事業内容の変更が生じたため変更申請したが、変更申請した部分は未だ交付決定されておらず、4月当初から事業が実施できない。

【2の事例】

本県から交付申請した「兵庫人」を育成する教育の振興や「若者定着・還流プロジェクト」の「中小企業創生人材確保事業」、「中小企業所得向上プロジェクト」等が不採択となったが、不採択の理由については明示されていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各地域の創意工夫に富んだ取組を計画的に執行することが可能となり、交付金の趣旨に沿った地方創生の実現に資する。

根拠法令等

- ・地域再生法第13条第1項
- ・地方創生推進交付金制度要綱
- ・地方創生加速交付金制度要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、秋田県、鹿角市、福島県、郡山市、茨城県、ひたちなか市、群馬県、神奈川県、岐阜県、静岡県、富士市、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、城陽市、亀岡市、八尾市、伊丹市、島根県、広島県、山口県、高松市、愛媛県、福岡県、五島市、熊本市、宮崎県、鹿児島県、鹿児島市

○新規事業や変更を伴う継続事業は交付決定が5月末であることから、年間契約が必要な事業については、分割契約や変更契約が必要となり、契約事務に支障が生じている。

また、交付決定前の事業費については、交付金を活用できない。

○平成29年度を対象とする新規申請及び事業内容の変更を伴う継続申請については交付決定が5月末頃とされていることから、年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。

○基本的な事業内容は変わらず、事業費に変動があることにより変更申請を行う場合などについては、事業の継続性を担保する観点から事前着手について条件の緩和が求められる。

また、事業の(一部)不採択について理由が明示されず、他自治体の同様の事業が採択となるなど、採否の判断に不明瞭さが残る。提案型の交付金であるため難しい部分はあると思うが、ある程度の基準を明確にするなど改善が求められる。

○【年度当初からの事業着手】

新規事業、継続事業共に、交付決定が年度を明けて以降にも関わらず交付決定以前の事業着手が認められていないため、継続性や機動性を求められる事業の年度当初からの推進が困難となっている。事前着手を認めるか、もしくは、交付決定時期を前倒しにするなど、年度当初から事業着手できるよう制度改正を図りたい。

○【不採択理由の明示】

不採択となった事業について、不採択理由を内閣府に問い合わせても曖昧な回答しか得られず、次に繋げるための事業改善を図ることができない。不採択であっても申請団体にとって次に繋がる対応を図りたい。

○地域内の団体、企業などと連携して進めている事業などの継続的な事業実施が困難となる場合が想定できるため、事前着手の制約を排除していただきたい。

○現在の申請スケジュールでは、継続事業のうち、事業内容に変更を伴う部分についての交付決定が年度途中となり、年度の途中からの執行となるため、変更を伴わない部分との一体的な事業執行が出来ない。

○地方創生推進交付金について、平成29年度の実施計画を変更し提出したが、変更交付決定が5月末以降のため事業着手が遅れている。また、継続審査となった事業があり内示が6月になったため、更に着手が遅れた事業がある。

計画的な事業執行によりKPIの達成度を高めるため、実施計画に変更があった場合も4月1日までに交付決定できる審査スケジュールを要望する。

○会計年度の制限のある中で行政パフォーマンスを最大限発揮するためには年度当初からの事業開始が必要であり、そのために3月の予算案議決後直ちに公募手続等に取り掛かっている。しかし、交付対象となる事業開始時期についての事務連絡が3月中旬であったため、既に契約事務を止められないものが多くあり、その経費は県費対応せざるを得ない状況となっている。

○平成29年度の地方創生推進交付金について、新規申請と変更申請の交付決定が5月から6月に行われており、年度当初から実施を予定していた事業が交付決定まで着手保留となるなど、事業展開に空白期間が生じている。

・また、年度当初から実施せざるを得ない事業についても、部分的に県費対応するため、交付決定の前後で契約を分割するなど、本来不要で変則的な事務手続きが発生し、自治体のみならず、事業者にも負担がかかっている。

各府省からの第1次回答

・実施計画の変更の有無にかかわらず、申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。

・なお、地方創生推進交付金を活用して実施する事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき適切に執行されなければならない。このため、推進交付金の交付を受けて実施する事業は、原則として、地域再生計画の認定及び推進交付金の交付決定がなされた日（以下、「認定・交付決定日」という。）以降より事業着手することが可能であり、認定・交付決定日より前から事業着手することはできない。

・審査結果については、交付要綱・制度要綱による審査基準に基づいて総合的に審査を行った結果であり、不採択となった実施計画については、各種要綱と照らし合わせを行ったうえで、事業の再設計をお願いしたい。その際、事前相談やアウトリーチ支援等の機会を設ける等、政府として支援を行っているため、これを積極的にご活用いただきたい。

・具体的な事業構築にあたっては、地方創生先行型交付金(タイプI)や地方創生加速化交付金における特徴的な事例等も参考にしつつ、先駆性を有する事業の構築を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①適化法の趣旨は理解しているが、現行、年度当初(4月1日付け)に交付決定されないことにより、年度内執行が困難となるなど地方の事業執行に多大な影響を与えている。従前は、一定の場合の事前着手が認められていたが、現在は事実上認めないとされ、地方側に混乱が広がっている。そのため、事前着手が認められないとすれば、必ず年度当初(4月1日付け)から事業着手できるように改善していただきたい。

また、変更申請の際には必ず交付決定まで審査期間が必要となり、事業着手まで空白期間が生じることから、事前着手が可能となるよう制度改正を行っていただきたい。

②審査基準は示されているが、地方自治体が当該基準に基づき先駆性などの評価基準を満たしていると判断して交付申請を行っても、不採択の理由が全く示されないため、地方自治体側で改めて先駆性などの評価基準を満たす申請に修正することができず、再申請に当たり事業内容の見直しができない。

また、不採択事業の再設計に当たっては、個別具体的な評価・意見の提供が不可欠であるが、事前相談等での助言は抽象的なものとなっている。このため、これまでの交付金の申請結果を踏まえ、不採択理由を明示するとともに、改めて具体的で客観的に評価・審査できる評価基準を示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

平成30年度地方創生推進交付金の申請時期については、平成29年度第2回募集の事務連絡において平成30年1月上旬に実施計画書の提出を受け付ける予定と示されたところであるが、実施計画書の提出時期を平成30年度当初予算案がほぼ確定する平成30年1月末とした上で、年度当初からの事業着手が可能となるようにしていただきたい。

【神奈川県】

回答には「申請の受付時期を更に早める等により、年度当初からの着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい」とあるため、年度当初からの事業着手が確実に可能となるよう、検討を進めていただきたい。

さらに、地方創生推進交付金は、年度途中からの募集もあるが、募集締め切りから交付決定まで3カ月程度掛かっている。交付決定前の事業着手については、平成29年6月27日の地方創生推進交付金交付要綱改正により、その扱いが明記され(第5条の2)、事前の大臣承認を受けて事前着手することができるが、事実上、事前着手が認められるのは限定的とみられる。そのため、自治体独自の判断により、事前着手が可能となるよう制度を改めていただきたい。

【広島県】

・来年度は前年度より2ヶ月前倒しした交付申請のスケジュールが事務連絡にて示されているが、同様に交付決定も2ヶ月前倒し、年度当初からの事業着手を可能として頂きたい。

【福岡県】

事業再検討の参考とするため、審査結果と併せて、有識者の具体的なコメントや指摘事項など情報提供いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

・第1次回答のとおり、新規事業について、また、継続事業については実施計画の変更の有無にかかわらず、平

成30年度当初からの事業着手が最大限可能となるよう取り組んでまいりたい。

・審査に必要な実施計画書の提出時期については、最低限必要な審査期間や交付決定手続期間等を確保した上で、自治体からの要望をふまえて年度当初からの事業着手が可能となるよう設定しており、平成30年度地方創生推進交付金においては、平成30年1月上旬に受け付ける旨事務連絡でお知らせしているところ。引き続き自治体が利用しやすい制度となるよう、要望を踏まえた運用の改善を検討してまいりたい。

・地方創生推進交付金を活用して実施する事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づいて適切に執行される必要があり、変更申請においても同様に運用してまいりたい。

・不採択となった事業は、公表されている審査基準に基づき総合的に審査を行った結果であり、事前相談等でお問い合わせをいただいた場合には個別にご説明を行っているところ。引き続き事前相談及びアウトリーチ支援等を積極的に実施し、申請自治体の事業の磨き上げを支援してまいりたい。

・審査に伴う有識者からの具体的なコメント等については、採択結果を通知する際に情報提供させていただいているところ。引き続き、今後の事業検討に有益と思われる内容については、積極的に情報提供していく所存。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）記載内容

6【内閣府】

(22)地方創生推進交付金

地方創生推進交付金については、以下の措置を講ずる。

(i)新規事業及び継続事業について、年度当初からの着手が可能となるよう、申請等のスケジュールの前倒し及び申請に係る事務連絡等の早期発出について検討する。

(ii)地方公共団体の事務の負担軽減や円滑化等の観点から、申請に係る実施計画書について記載内容の簡素化を図るなど、引き続き運用の改善を図る。

(iii)事前相談や説明会等の機会を通じ、地方公共団体が行う事業内容の検討のために参考となる情報提供や助言等に引き続き努める。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

274

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

都市再生緊急整備地域における市街地再開発事業の施行要件の緩和

提案団体

兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、国土交通省

求める措置の具体的内容

都市再生緊急整備地域内で市街地再開発事業を行う場合には、「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の 1/3 以下」という施行要件を撤廃すること。

具体的な支障事例

【現状】

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図ることを目的に、建築物や建築敷地の整備、公共施設の整備に関する事業である。

また、平成 14 年から、急速な国際化や少子高齢化などの社会情勢の変化に対応した都市の機能の高度化等や防災機能の確保に向け、緊急かつ重点的に市街地整備を推進すべき地域を「都市再生緊急整備地域」として指定している。

本県の神戸市では、玄関口である三宮周辺地区を民間活力の導入を図りながら、魅力的で風格ある都市空間を実現するため、住民からの意見を踏まえ、神戸の都心の未来の姿「将来ビジョン」及び三宮周辺地区の「再整備基本構想」を平成 27 年9月に策定し、その実現に向けた取組を進めている。平成 28 年 11 月には、「神戸三宮駅周辺・臨海地域」が、都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域に指定された。

【支障事例】

神戸市の玄関口である三宮周辺では、建物の建替えが進んでいないこと等から、これを更新する必要がある。市街地再開発事業による再整備が有効な手段である。しかし、都市再生緊急整備地域は、国及び地方自治体が総力を挙げ、当該地域の整備のため緊急かつ重点的な事業実施に努めることとされているにもかかわらず、市街地再開発事業の施行要件である「区域内の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の 1/3 以下」を満たすことができない地区では、早急な市街地整備ができない。

そのため、都市再生緊急整備地域内においては市街地再開発事業の施行区域の要件の撤廃を求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県の重要な拠点である三宮周辺地区の再整備が促進されることで、にぎわいの創出や国際競争力の向上、地域の回遊性向上等が期待できる。

根拠法令等

・都市再開発法第3条
・都市再生特別措置法第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

各府省からの第1次回答

市街地再開発事業は、老朽建築物や高度利用がなされていない建築物等が多く、都市機能の更新と道路等の公共施設の整備が必要な地区において、防災性の向上や都市機能の更新を目的として実施される事業である。このため、市街地再開発事業の施行区域は、現に土地を有効・高度利用している耐火建築物の割合が低く、低度利用のまま放置されている区域(区域内の一定の耐火建築物の建築面積又は敷地面積が区域内のすべての建築物の当該面積合計の3分の1以下)等であることを、土地の不健全な利用状況を客観的に判断する指標として求めているところである。さらに、施行区域要件を満たせば、強制力をもって市街地再開発事業の施行が可能となるものである。このような制度趣旨に鑑みれば、たとえ都市再生緊急整備地域内であったとしても、当該要件を撤廃することはできない。

なお、平成28年度の法律改正(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第72号))により、都市再生特別地区等に関する都市計画において定められた建築面積の最低限度の4分の3未満のものについて施行区域要件を満たすこととなるよう見直しが行われ、地域において求められる建築面積の最低限度からみて著しく狭小な建築面積を有する建築物がある場合には、地方公共団体の都市計画の定め方次第で市街地再開発事業を施行することが可能となったところである。

また、都市再生緊急整備地域においては、国も都市再生緊急整備協議会の構成員となり、自治体と協力のうえ市街地整備の推進を図っていることから、都市再生緊急整備地域において認められる他の施策の活用等、市街地整備の推進につながる方策については、協議会等の場を通じて適宜相談されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

近年、都心部においては、土地の利用が細分化され老朽化が進行している建築物と既に再整備が行なわれた建物が混在しているなど、土地の利用状況が多様化している。

とりわけ、都市再生緊急整備地域においては、急速な国際化等の社会情勢の変化に対応した都市機能の高度化等や防災機能の確保に取り組む必要があることから、市街地再開発事業に当たっては、地方自治体が「当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全である」と判断すれば事業実施できるよう見直しを求める。

また、都市再生特別地区等に関する都市計画において建築面積の最低限度を大きく設定することにより、大規模な耐火建築物を耐火建築物としての取扱いから外すことで、小規模な建築物の移転・再築が事実上困難となり、事業計画を立案する上での柔軟性がなくなるという課題がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

市街地再開発事業の耐火建築物に関する面積要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

各府省からの第2次回答

第1次回答でもお答えしたとおり、市街地再開発事業は、老朽建築物や高度利用がなされていない建築物等が多く、都市機能の更新と道路等の公共施設の整備が必要な地区において、防災性の向上や都市機能の更新を目的として実施される公共性の高い事業であり、権利変換処分や建築制限等、事業地区内の権利者の私有財産に対して一定の強制力が及ぶ事業である。このため、施行区域要件は、関係権利者の権利の保護、事業の円滑な施行及び事業の適正を担保するため、土地の不健全な利用状況を客観的に判断する指標として、法律により公正かつ全国的に統一して定める必要がある。

また、都市計画制度は、都市計画が決定されることにより、土地の利用に対して一定の財産権の制限が行われ、適切な内容の都市計画が定められなかった場合に事後的な是正を行うことは、私人の権利や社会経済への影響が甚大であるため、都市計画決定により発生する制限の内容や決定等を行う際の公正な基準や手続については、法律で定める必要がある。

本規定は、第一種市街地再開発事業は、権利変換手続という特別の手法を用いることを認めていること等から、都市計画法の都市計画基準を補充する特別の条件として施行区域要件を定めるものであり、関係権利者の権利の保護、事業の円滑な施行及び事業の適正等を担保するための規定であり、法律において規定される必要があるため、条例に委任することはできない。

なお、本規定は、地方分権改革推進委員会「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告」(平成21年6月5日)で整理された方針に沿って、地方分権推進委員会の小早川委員を中心に構成されたワーキング・グループによる見解において、「私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠(私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。)となる計画を策定する場合」に該当し、規定の存置が許容されると結論づけられたところ。

また、都市再生緊急整備地域においては、国も都市再生緊急整備協議会の構成員となり、自治体と協力のう え市街地整備の推進を図っていることから、都市再生緊急整備地域において認められる他の施策の活用等、市街地整備の推進につながる方策については、協議会等の場を通じて適宜相談されたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

—

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

91

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

公益法人に係る変更届出の提出書類の削減

提案団体

鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

公益法人が法令で定める軽微な事項の変更があった場合に提出する変更届の簡略化

具体的な支障事例

代表者や法人名称等の変更の場合は、変更事項を記載したかがみ文書に、変更後の代表者名、法人名等を記載した別紙を添付させているため、内容が重複している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公益法人の事務負担が軽減される。

根拠法令等

公益法人認定法第13条
同法施行規則第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県

—

各府省からの第1次回答

公益法人が提出する変更の届出のかがみ文書には、変更された項目・概要を代表者、法人名称等に限らず記載していただくこととしており、法人情報の変更内容(変更前後の比較を含む)を把握するために求めている。一方で、公益法人の監督上、その法人の基礎となる情報を最新の状態で一元的に整理・把握する必要から、変更の届出の際に法人の基本情報を別紙に記載するよう求めている。

なお、今回の提案の御趣旨である公益法人の事務負担の軽減に向けて、内閣府においても、公益法人が変更届等を提出する際に用いるシステム改修の検討を進めているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

内閣府では次年度後半からの適用を目指してシステム改修を現在進行中と伺うが、今回の提案の公益法人の

変更届等の書類削減もシステム改修に反映させるなど、公益法人の事務負担の軽減に向けて一層努めていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

現在、利用者(公益法人及び行政庁)の利便性向上等のため、平成30年10月の運用開始を目標として次期システムの開発を行っている。その設計・開発に当たっては、利用者アンケートの結果を反映させた改善を行うなど、公益法人の事務負担の軽減という観点も踏まえ、検討を進めてまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

6【内閣府】

(16)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49)

公益社団法人又は公益財団法人の変更の届出や事業報告等の提出に係る手続については、都道府県等の事務負担を軽減するため、当該手続に用いる新しいシステムの運用を平成30年度中に開始する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

92

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

公益法人に係る事業報告書等の提出書類の簡略化

提案団体

鳥取県、京都府、兵庫県、徳島県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

社団法人に係る事業報告書の添付書類の簡略化

具体的な支障事例

社団法人に係る事業報告書については、毎年度、社員名簿を添付させているが、直接の審査対象ではない。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公益法人の事務負担が軽減される。

根拠法令等

公益法人認定法第22条
同法施行規則第38条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

沖縄県

—

各府省からの第1次回答

公益社団法人における社員は、最高議決機関である社員総会において議決権を有する等、基本的な構成要素とされている。このような法人に関する情報については、行政庁において公益法人に係る情報の公開（請求があった場合の閲覧）を行っている（公益法人認定法第22条第2項、第3項）ことから、行政庁への閲覧請求に対応するためにも、公益法人に対して、事業報告等の提出の際に社員名簿の添付を求めている（同条第1項）。
なお、法人の事務負担の軽減のため、事業報告等に添付する社員名簿は新たに作成することを求めておらず、既に法人において作成されている社員名簿（一般法人法第31条）を添付していただくこととしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事業報告の審査において社員名簿は必須書類と思われないための提案であったが、公益法人に係る情報の公開（請求があった場合の閲覧）に行政庁が対応するためにも、公益法人に対して、事業報告等の提出の際に

社員名簿の添付を求めているとの回答は、情報公開を推進する観点から理解できる。

但し、社員名簿は、実質内容の審査は出来ないため、情報公開の対象とならない住所入り社員名簿は、毎年提出が義務づけられている事業報告の添付書類から除外することとしていただきたい。なお、事業報告に添付する社員名簿の他に住所入りの社員名簿が適切に作成保管されていることの確認は、3年に1回実施する法人立入検査時に行えば十分と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

公益社団法人における社員は、最高議決機関である社員総会において議決権を有する等、基本的な構成要素とされており、公益法人認定法上、社員に関係する規定が公益認定及び監督の基準として設けられている。

例えば、公益法人認定法第5条第3号において社員に特別の利益を与えないものであることが規定されており、この規定の適合性に関し疑義が生じた場合には、特別の利益を受けた疑いのある者が実際に社員である又は社員であったかを含めて確認する必要がある。また、公益法人認定法第6条第6号において「暴力団員等がその事業活動を支配するもの」が欠格事由として規定されており、状況に応じて社員に暴力団員等が含まれるかを確認する必要があるおそれがある。

上述のような規定への適合性に関し、監督上の必要に応じて迅速に確認を行うためには、毎年度、社員名簿の提出を求める必要がある。御指摘のとおり、定期的な立入検査においても、社員名簿が適切に作成・備置きがされているかを確認するが、定期的な立入検査は、監督上必要な書類の提出を定期的に求めることとは別に行われるものであり、また、法令によりその頻度等が規定されているものではないことから、立入検査の際に社員名簿の提出を受けることによって、毎年度の社員名簿の提出を代替することはできない。

また、規定への適合性に関し確認を行う際には、社員の氏名・住所を合わせて確認することにより、同姓同名の者を排除することができ、精度の高い確認が行えることから、住所を含めた社員名簿の提出を求める必要がある。

その一方で、公益法人の事務負担の軽減も重要であると考えられることから、行政庁に提出する社員名簿の様式を定めておらず、一般法人法第31条の規定により既に作成することとされている社員名簿を添付していただいている。

さらに、今回の提案の御趣旨である公益法人の事務負担の軽減に向けては、公益法人が事業報告等(社員名簿を含む)の提出に利用する電子申請システムについて、平成30年10月の運用開始を目標として、次期システムの開発を行っている。その設計・開発に当たっては、利用者アンケートの結果を反映させた改善を行うなど、公益法人の事務負担の軽減という観点も踏まえ、検討を進めてまいりたい。

平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)記載内容

6【内閣府】

(16)公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49)

公益社団法人又は公益財団法人の変更の届出や事業報告等の提出に係る手続については、都道府県等の事務負担を軽減するため、当該手続に用いる新しいシステムの運用を平成30年度中に開始する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

93

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

移行法人に係る公益目的支出計画の実施完了確認の提出書類の削減

提案団体

鳥取県、関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

実施完了年度において、実施完了確認が先に行われて、その際に実施報告書が添付書類として提出されれば、その後改めて実施報告書を重複して提出する必要はない旨の周知。

具体的な支障事例

移行法人に係る公益法計画の実施完了確認を求める際にも、提出済の実施報告書及び添付書類を求めているため、重複する書類提出の削減について、該当法人からは手続の度に見直しの声がしばしば聞かれる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

移行法人の事務負担が軽減される。

根拠法令等

整備法第124条
同法施行規則第34条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、山梨県、愛媛県

—

各府省からの第1次回答

公益目的支出計画の実施完了確認請求及びこれに対する行政庁の確認が行われた場合には、そもそも移行法人（整備法第45条の認可を受けて移行の登記をした一般社団法人又は一般財団法人であって公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けていないものをいう。以下同じ。）に該当しなくなるため、整備法上は公益目的支出計画実施報告書の提出を重ねて求めることはされていない。その理由は以下のとおりである。

・移行法人は、自ら作成した公益目的支出計画に基づく公益のための支出をすることにより、公益目的財産額に相当する額の全額を公益の目的に支出した場合には、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を行政庁に求めることができることとなっている。（整備法第124条）

・その際、移行法人は、公益目的支出計画実施完了確認の請求書に公益目的財産残額が0円となった事業年度に係る計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書を添付して、提出することとなっている。（整備法施行

規則第 34 条)

・公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けた移行法人は、当該確認を受けた日から公益目的支出計画に基づく義務が解除され、行政庁による監督も終了することから、公益目的支出計画実施報告書の提出義務もなくなる。(整備法第 123 条)

今回の御提案を踏まえ、上記の制度趣旨については、移行法人の負担を増やすことのないよう、改めて都道府県に周知して参りたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

公益目的支出計画の実施が完了した移行法人は、実施報告書を別に提出の必要はなく、直ぐ完了確認請求が行えるという見解について、従来は示されていなかったため、移行法人の負担を増やすことのないよう、上記の制度趣旨について改めて都道府県に周知したいとのことであるが、都道府県と合わせて移行法人に対して、早期に周知徹底するようにしていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

御提案を踏まえ、事業年度終了後3か月以内に、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けた場合には、当該事業年度に係る公益目的支出計画実施報告書については、別途提出する必要はない旨、改めて認可行政庁(都道府県)に周知してまいりたい。

また、公益目的支出計画の実施完了確認に係る認可行政庁の事務処理については、個別の移行法人の状況や、各行政庁における処理方法及び業務状況に応じて、当該事務処理に必要な期間は異なるものと思料。これらの事情を勘案せず、移行法人に対し一律かつ直接に上記の説明を国から行った場合、移行法人に対して実施報告書の提出が不要となったかのような過度な期待を抱かせるとともに、移行法人による認可行政庁への事務処理期間に関する問合せの増加を招くおそれがあるなど、

かえって移行法人及び認可行政庁の負担を増加させる可能性がある。このため、上記説明に関しては、個別の移行法人の状況等を把握する認可行政庁から、必要に応じて周知されるべきものと思料。

国としては、各認可行政庁に対して、制度趣旨等を踏まえた本件提案に係る見解の周知を行ってまいりたい。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 29 年 12 月 26 日閣議決定) 記載内容

6【内閣府】

(17)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平 18 法 50)

移行の認可を受けた一般社団法人又は一般財団法人で、移行時に保有する公益の目的のために支出すべき財産の額に相当する金額を同目的のために支出することにより零とするための公益目的支出計画の実施の完了の確認を受けていない法人(以下この事項において「移行法人」という。)による都道府県等への公益目的支出計画実施報告書(以下この事項において「報告書」という。)の提出については、事業年度終了後3か月以内に、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受け、移行法人に該当しなくなった場合には、当該法人は、当該事業年度の報告書を都道府県等に提出する必要がないことを、平成 29 年度中に都道府県に周知する。